

**第2次武豊町障がい者計画
第5期武豊町障がい福祉計画
第1期武豊町障がい児福祉計画**

平成30年3月
武豊町

「害」の字をひらがな表記することについて

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわい」等の意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。このため、本計画では、法令で定められた用語や団体名等の固有名詞を除き、ひらがなで表記しています。

※平成31年5月に改元が予定されていますが、分かりやすい表記とするため、本計画では、平成31年度以降も「平成（省略表記時はH）」を使用しています。

はじめに

本町におきましては、平成20年3月に「武豊町障がい者計画（見直し後）」、平成27年3月に「第4期武豊町障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めてまいりました。

この間、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、障がい者を取り巻く環境が大きく変わってきており、本町におきましてもこのような変化する情勢に的確に対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、この度、本町における障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする「第2次武豊町障がい者計画」と障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策について定めた「第5期武豊町障がい福祉計画」、「第1期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後は、本計画に基づき施策の充実を図ることで、障がい福祉をより強力に推進し、「みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ」を目指してまいります。また、本計画の推進にあたっては、町民の皆様等と一体となり取り組むことが不可欠となるため、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご議論をいただきました武豊町地域福祉推進協議会や障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会の皆様を始め、関係機関・団体の皆様、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年3月

武豊町長 靱山芳輝



目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1	5 計画の期間	11
2 障がい者制度の変遷	2	6 計画の策定体制	12
(1) 障害者自立支援法の制定	3	(1) 武豊町地域福祉推進協議会、障がい者計画	
(2) 障害者自立支援法の改正	4	・障がい福祉計画策定委員会	12
(3) 障害者総合支援法への改正	5	(2) 障がい福祉に関するアンケート調査	12
(4) 障害者虐待防止法の制定	6	(3) ヒアリング調査	13
(5) 障害者差別解消法の制定	7	(4) 知多南部地域自立支援協議会	
(6) 障害者総合支援法及び児童福祉法の見直し	8	武豊町部会の提言	13
3 計画の位置づけ	9	7 意見集約から見える地域課題	14
4 障がい者計画と障がい福祉計画、 障がい児福祉計画の関係	11	8 障害保健福祉圏域	15

第2章 障がいのある方の状況

1 人口の推移	17	(3) 療育手帳所持者	19
2 障害者手帳所持者の状況	18	(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	20
(1) 障害者手帳所持者の推移	18	3 障害支援区分認定の状況	20
(2) 身体障害者手帳所持者	19	4 特別支援学校卒業見込みの状況	21

第2次武豊町障がい者計画

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念	23	3 施策の体系	25
2 基本目標	24		

第4章 施策の方向性と具体的施策

基本目標1		基本目標3	
地域で支えあう健康で安心な暮らしづくり	27	安全で暮らしやすい共生のまちづくり	42
1 自立した生活の支援	27	1 利用しやすい生活環境の整備	42
2 相談支援体制の充実	28	2 情報のバリアフリー化と 意思疎通支援の充実	44
3 保健・医療の充実	30	3 ボランティア・地域福祉活動の充実	46
4 療育・教育の充実	32	4 防災・防犯対策の推進	48
基本目標2		5 差別の解消、虐待の防止及び 権利擁護の推進	50
誰もが輝き社会参加できる元気な暮らしづくり	36	障がい者計画の数値目標	52
1 雇用・就労、経済的自立の支援	36		
2 文化芸術活動・スポーツ等の振興	40		

第5期武豊町障がい福祉計画・第1期武豊町障がい児福祉計画

第5章 基本理念

- | | | | |
|--------|----|------------------------------|----|
| 1 基本理念 | 55 | 2 サービス提供体制の確保に関する
基本的な考え方 | 57 |
|--------|----|------------------------------|----|

第6章 サービスの見込量とサービス確保の方策

- | | | | |
|--------------------------------------|----|---|----|
| 1 障害福祉サービス等の体系図 | 59 | (2) 相談支援事業 | 76 |
| 2 第4期障がい福祉計画における成果目標と
実績 | 60 | (3) 成年後見制度利用支援事業、
成年後見制度法人後見支援事業 | 77 |
| (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 60 | (4) 意思疎通支援事業、
手話奉仕員養成研修事業 | 78 |
| (2) 地域生活支援拠点等の整備 | 60 | (5) 日常生活用具給付等事業 | 79 |
| (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 61 | (6) 移動支援事業 | 80 |
| 3 第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画における成果目標 | 62 | (7) 地域活動支援センター
(フリースペース事業) | 80 |
| (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 62 | (8) 訪問入浴サービス事業 | 81 |
| (2) 精神障がいにも対応した
地域包括ケアシステムの構築 | 63 | (9) 日中一時支援事業 | 81 |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備 | 63 | (10) 生活サポート事業 | 82 |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | 64 | (11) 地域移行のための安心生活支援事業 | 82 |
| (5) 障がい児支援の提供体制の整備等 | 65 | (12) 知的障害者職親委託事業 | 83 |
| 4 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策 | 68 | (13) 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 83 |
| (1) 訪問系サービス | 68 | (14) その他のサービス（地域生活支援事業とは
別に町独自で実施する事業） | 83 |
| (2) 日中活動系サービス | 70 | 6 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと
確保の方策 | 84 |
| (3) 居住系サービス | 73 | (1) 障害児通所支援 | 84 |
| (4) 相談支援 | 74 | (2) 障害児相談支援 | 86 |
| 5 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策 | 75 | (3) その他の事業 | 87 |
| (1) 理解促進研修・啓発事業、
自発的活動支援事業 | 76 | | |

第7章 計画の推進に向けて

- | | | | |
|------------------------|----|----------------|----|
| (1) 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進 | 89 | (3) 計画の評価・進捗管理 | 89 |
| (2) 関係機関等の連携 | 89 | | |

資料

- | | | | |
|-------------------------|----|---------------|----|
| (1) 武豊町地域福祉推進協議会 | 91 | (3) パブリックコメント | 96 |
| (2) 障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会 | 95 | | |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成12年3月に「武豊町障がい者計画」を策定し、平成20年3月に計画の見直しを行いました。見直し後の障がい者計画では「1. ノーマライゼーション※¹思想の深化」、「2. リハビリテーション※²理念の推進」、「3. 心のバリアフリー社会・共生社会づくり」、「4. 生きがいを実感できる幸せ社会づくり」、「5. 「共助・互助」の精神に基づいた協働社会づくり」の5点を計画の基本理念として掲げ、障がい者に関する施策の展開に努めてきました。

一方、国においては障がい者に関わる諸制度の改革が進められるなか、平成14年に「障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向けて各分野で法制度の改正等の整備がされてきました。

平成18年4月には「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障がい者施策の大きな転換がなされました。しかしながら、障害者自立支援法は、受けたサービスに応じて対価を払う応益負担がサービス利用者の妨げになる等の理由から改正され、平成24年4月からはサービスの利用負担が応能負担となりました。

その後、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、障がい者を取り巻く環境が大きく変わってきています。

このような動向を踏まえ、平成19年度に策定した「武豊町障がい者計画（見直し後）」の見直しを行い、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進していくために、「第2次武豊町障がい者計画」、「第5期武豊町障がい福祉計画」及び「第1期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

※1：「ノーマライゼーション」とは、障がいのある方とない方が特別に区別されることなく、社会生活とともにするのが正常（ノーマル）なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※2：「リハビリテーション」とは、障がいのある方の全人間的復権を理念として、その能力を最大限に発揮させ、自立能力向上を目指す専門的技術であるとともに、障がいのある方の自立と参加を目指すとの考え方。

2 障がい者制度の変遷

年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画	平成15～24年度までの10年間を計画期間とする。
H18	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行 (平成23年8月5日)	目的規定や障がい者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日)	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日)	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画	平成25～29年度までの概ね5年間を計画期間とする。
	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日)	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H30	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。

※法律の施行日については主な内容のものを記述

(1) 障害者自立支援法の制定

平成15年から導入された支援費制度は、全国的には在宅サービスを中心にサービスの利用が拡大したものの、地域によってサービス供給体制が異なり、サービス利用の地域間格差が拡大していることや、障がい種別ごとにサービスが提供されており、施設・事業体系が分かりづらい状況にありました。また、障がいのある方の地域生活への移行や、雇用施策と連携した就労支援といった新たな課題への対応が必要となりました。さらに、サービスの費用について安定的な財源が確保される仕組みになっていない問題もありました。

こうした制度上の課題を解決するとともに、障がいのある方が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、翌年4月に施行されました。

<障がい保健福祉改革のポイント>

- ①障がい福祉のサービスを一元化
- ②障がいのある方がもっと「働ける社会」に
- ③地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」
- ④公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- ⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

障害者自立支援法では、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行いながら財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくため、市町村における「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

(2) 障害者自立支援法の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

<障害者自立支援法改正のポイント>

①利用者負担規定の見直し

- ・負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。

②障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいは精神障がいに含まれるものとして法律上に明記。
- ・高次脳機能障がいの対象となることについても通知等で明確化。

③相談支援体制

- ・地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置できる。
- ・自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

④支給決定プロセスの見直し等

- ・支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- ・サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

⑤地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設。
- ・重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化（同行援護の創設）。

⑥障がい児支援の強化

- ・児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。

(3) 障害者総合支援法への改正

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、平成25年度からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

<障害者総合支援法による改正のポイント>

①法律名の改正

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正。

②障がい者の範囲を拡大

「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に難病患者等を追加。

③障害支援区分の創設

「障害程度区分」については、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めた。

④重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由だけでなく、重度の知的障がい者及び精神障がい者を追加。

⑤ケアホームのグループホームへの一元化

⑥地域移行支援の対象拡大

地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障がい者も対象とされた。

⑦地域生活支援事業への追加

地域生活支援事業に、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う方を養成する事業等を追加。

(4) 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、平成24年10月に施行されました。

<障害者虐待防止法のポイント>

①障がい者虐待の定義

- 養護者による障がい者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- 使用者による障がい者虐待

②虐待の種類

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 放棄・放置
- 経済的虐待
- 心理的虐待

③虐待防止施策

- 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報を義務づけるとともに、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

④市町村障害者虐待防止センター

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

(5) 障害者差別解消法の制定

平成25年6月、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月に施行（一部は公布の日から施行）されました。

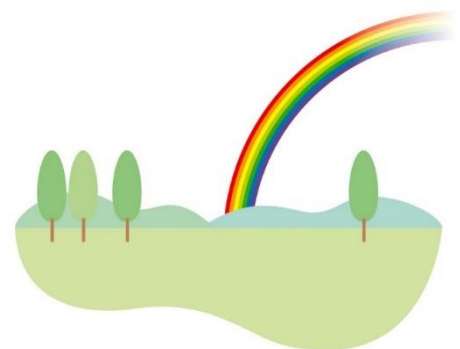
<障害者差別解消法のポイント>

①不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等、事業者は、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないことを明記。

②合理的配慮の提供

国・地方公共団体等に対し合理的配慮^{*}の義務化。事業者に対しては努力義務を課した。
※障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの。



(6) 障害者総合支援法及び児童福祉法の見直し

平成28年6月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、一部を除き平成30年4月より施行されます。

<障害者総合支援法及び児童福祉法の見直しのポイント>

①障がい者の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。(自立生活援助)
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。(就労定着支援)

②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

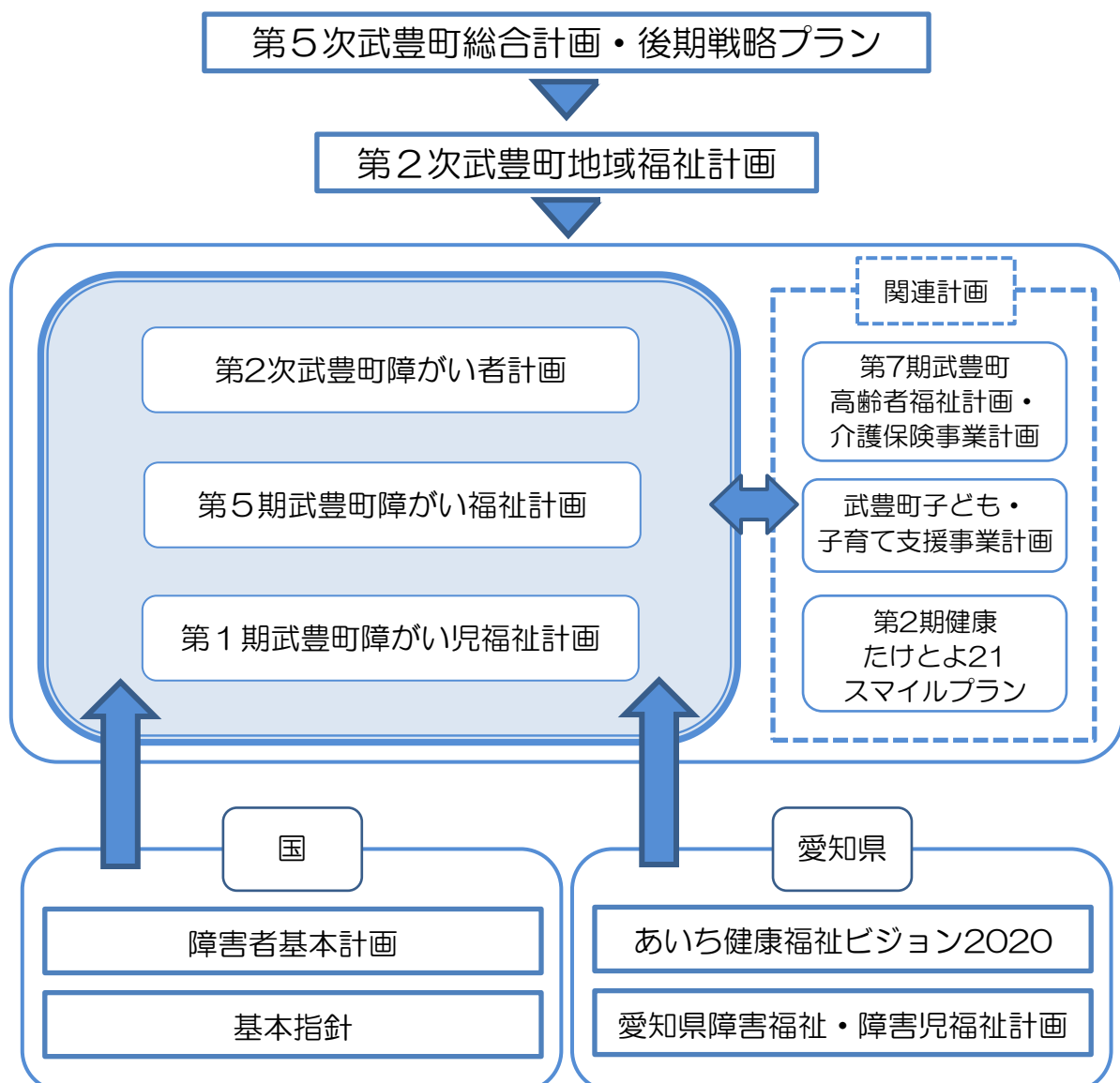
- 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。(居宅訪問型児童発達支援)
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、市町村等において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村において「市町村障害児福祉計画」を策定するものとする。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「第2次武豊町障がい者計画」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「第5期武豊町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「第1期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第2次武豊町障がい者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画、「第5期武豊町障がい福祉計画」及び「第1期武豊町障がい児福祉計画」は、障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保に関する計画として、武豊町の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、本町の上位計画である第5次武豊町総合計画・後期戦略プランや第2次武豊町地域福祉計画、国・県・町の関連計画等との整合性を確保して策定しています。



■市町村障害者計画の法的根拠

[障害者基本法 第11条第3項]

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■市町村障害福祉計画の法的根拠

[障害者総合支援法 第88条第1項]

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■市町村障害児福祉計画の法的根拠

[児童福祉法 第33条の20第1項]

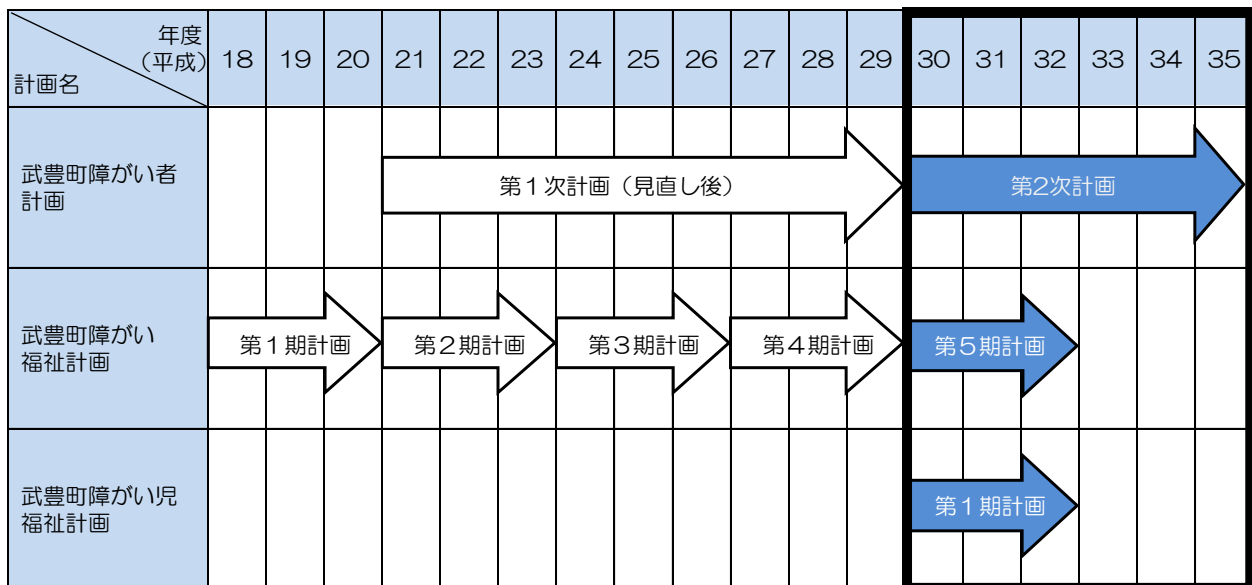
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



4 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第2次武豊町障がい者計画	第5期武豊町障がい福祉計画	第1期武豊町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
計画期間	6年	3年	3年
備考	策定義務(平成19年度～) [平成18年度以前は努力規定]	策定義務 (平成18年度～)	策定義務 (平成30年度～)

5 計画の期間



※見直し前の第1次障がい者計画の計画期間は平成11～22年度

6 計画の策定体制

(1) 武豊町地域福祉推進協議会、障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者等で構成する「武豊町地域福祉推進協議会」に「障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査

障がいのある方や町民を対象として、現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点、障がいのある方との関わり等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

	障がい者用調査	障がい児用調査	町民向け調査
調査対象	18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者(精神通院)、障害福祉サービス利用者の全数	18歳未満の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者(精神通院)、障害福祉サービス利用者、児童福祉法に基づくサービス利用者の全数	町内在住の18歳以上の方(障がい者用調査、障がい児用調査対象者を除く)の中から無作為抽出した2,000名
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	平成29年1月27日～2月13日		
配布数	1,854 件	170 件	2,000 件
回収数	1,098 件	86 件	1,002 件
有効回答数	1,098 件	86 件	1,001 件
有効回答率	59.2%	50.6%	50.1%

※障がい児用調査の18歳未満は、18歳に達した日の属する年度末までの方を含みます。障がい者用調査の18歳以上は、それ以降の方を対象としています。

※白紙票は無効票としました。

(3) ヒアリング調査

障害福祉サービス及び児童福祉法に基づくサービスを実施している町内事業所の協力を得て、現在実施している事業の状況や課題、今後の事業展開等についてお聞きすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査	
調査対象	町内で活動している障がい者（児）サービス事業所（9法人）
実施日	平成29年2月14日～2月21日
実施方法	面談方式によるヒアリング

(4) 知多南部地域自立支援協議会武豊町部会の提言

本町における障がい福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言を知多南部地域自立支援協議会武豊町部会からいただきました。提言については策定委員会へ報告し、計画策定の検討資料としました。



7 意見集約から見える地域課題

分野	方法		課題・意見
相談	アンケート調査	障がい者	●同じ障がいがある者同士が相談できる場所がほしい。
		障がい児	●障害者手帳や療育手帳を持っていない、グレーゾーンの子どものための親がどこに相談をすればいいのかわからず、困っている人も多くいる。
	ヒアリング調査		●相談支援事業所、相談支援専門員の不足。 ●障がい児に対する専門的な相談支援事業所がほしい。 ●基幹相談支援センターの設置が必要。
	自立支援協議会提言		●基幹相談支援センターの設置が必要。 ●障がい児に対する専門的な相談支援事業所の不足。 ●児童発達支援センターの開所。
保健・医療	アンケート調査	障がい児	●医療的ケアを必要とする子の療育、放課後等デイサービス、ショートステイ等を利用できる所がない。 ●町内に発達外来の病院がほしい。
	自立支援協議会提言		●地域での肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケア児の受入先の確保。 ●医療的ケア対応の看護師、リハビリ職等の専門職の育成。 ●医療・保育・教育・福祉等で連携する体制の構築。
療育・教育	アンケート調査	障がい児	●保育園の中で療育できるようにしてほしい。 ●あおぞら園で待機児童が発生している。
		町民	●療育の専門職の充実をしてほしい。 ●学校でも学級を分けることで障がい児とふれ合う機会が少なく理解が深まりづらい。
	ヒアリング調査		●学校等関連機関との連携。 ●人材の確保。 ●障がいの理解の浸透。
	自立支援協議会提言		●児童発達支援センターの開所。 ●障がい児の親に対しての学習の場の確保。 ●サポートファイルの啓発と活用。
雇用・就労	アンケート調査	障がい者	●働き口が少ない。
		障がい児	●生活介護や就労B等、町内の事業所は定員が一杯だったり、本人の希望する作業がない。
		町民	●働く場の不足。就労先の個々に応じた多様性。 ●職場において障がい者への理解が足りない。
	ヒアリング調査		●生産物の販路の拡大。 ●作業能力、生産性の向上。
	自立支援協議会提言		●就労系サービス事業所が少ない。 ●就労移行支援事業所がない。

分野	方法		課題・意見
生活環境	アンケート調査	障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバスの停留所が家の近くにあつたらいいと思う。 ●駅にエレベーターをつけてほしい。
		障がい児	<ul style="list-style-type: none"> ●踏切等が危険なため、全線高架化してほしい。 ●グループホームが少ない。
		町民	<ul style="list-style-type: none"> ●小回りのきく小型コミュニティバスが必要。
	ヒアリング調査		<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の日中活動系サービス事業所が少ない。 ●ヘルパーの高齢化。
自立支援協議会提言		<ul style="list-style-type: none"> ●日中一時支援事業を行っている事業所が少ない。 ●グループホームができたがまだ不足している。 	
情報・意思疎通	アンケート調査	障がい児	<ul style="list-style-type: none"> ●同じ障がいの方との交流、情報交換の場がほしい。 ●受けられるサービスの情報が入りにくい。
		町民	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的なこと、小さなことの援助方法やどうやって関わったら助けになるのかを学ぶ場や情報がほしい。 ●福祉に関する情報がほとんど入ってこない。
	自立支援協議会提言		<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の合理的配慮を検討。 ●全ての町民に情報が伝わるように広報の仕組みについて強化する体制作りを検討。 ●役場への手話通訳者の設置、情報保障に関する職員向けの研修の開催。

※意見集約したもののうち、町民等が地域課題として捉えている課題、ご意見について抜粋して記載しています。

8 障害保健福祉圏域

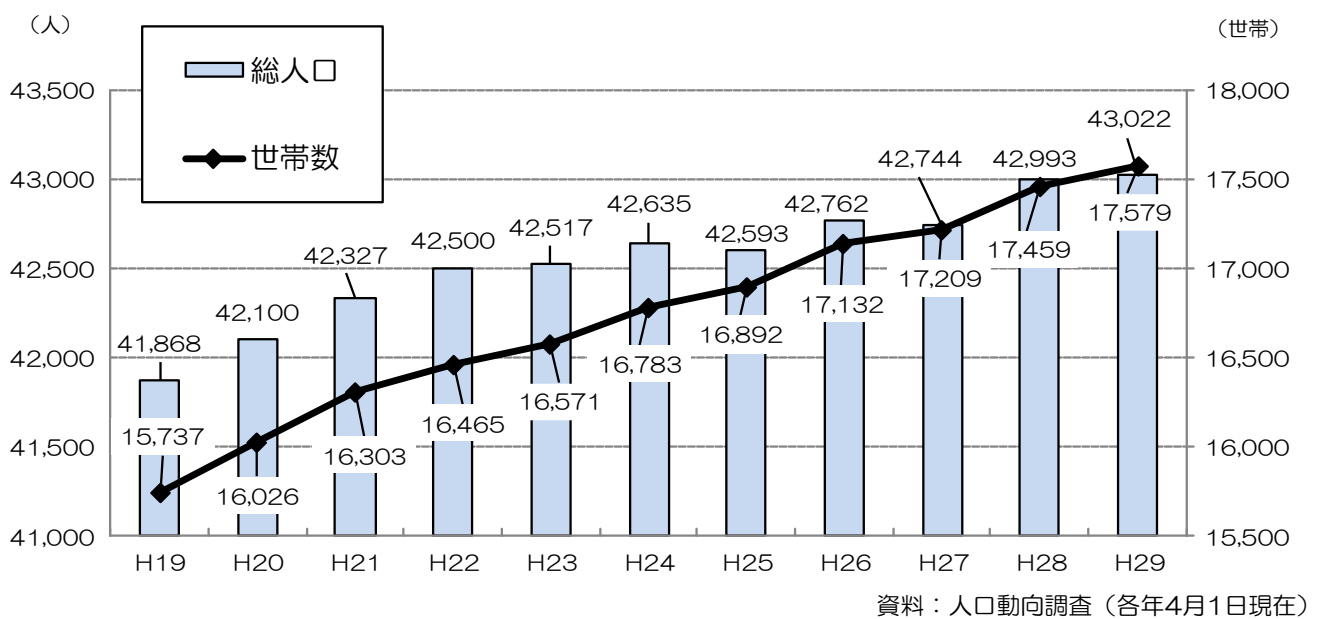
愛知県は11の障害保健福祉圏域が設定されており、本町は、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の5市5町で構成する知多半島圏域に属しています。

第2章 障がいのある方の状況

1 人口の推移

本町の総人口は全体的に増加を続けており、平成29年4月には43,022人、17,579世帯となりました。しかし人口増加率は次第に下がり、近年は横ばいの推移となっており、今後、人口は減少に転じるものと見込まれます。

■図表2-1 総人口及び世帯数の推移

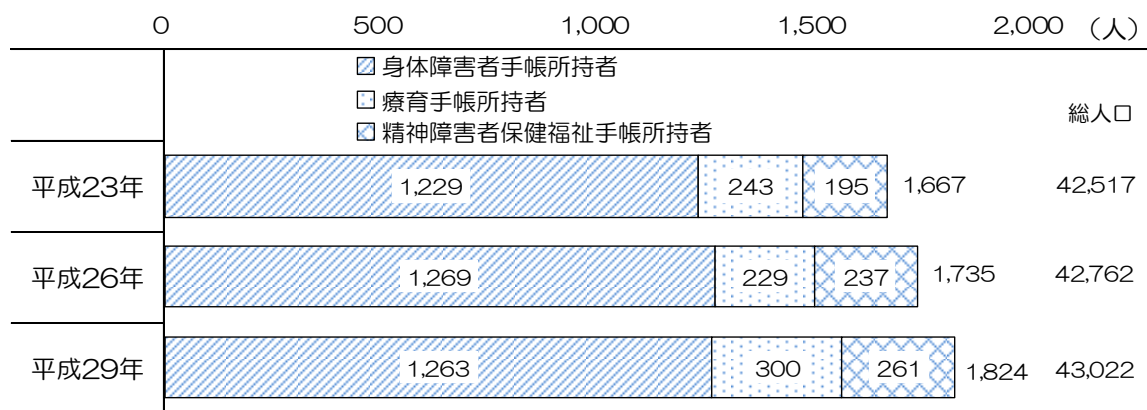


2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

平成29年4月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は1,824人となっています。平成26年以降についてみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。町の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は約4%となっています(複数の手帳を所持している方がおります)。年齢別にみると、65歳以上が過半数を占めています。

■図表2-2 障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年4月1日現在

■図表2-3 年齢別にみた障害者手帳所持者

単位：人、(%)

区分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	合計
合計	1,263 (69.2)	300 (16.4)	261 (14.3)	1,824 (100)
18歳未満	29	100	7	136 (7.5)
18~39歳	56	143	65	264 (14.5)
40~64歳	285	53	133	471 (25.8)
65歳以上	893	4	56	953 (52.2)

(注) 平成29年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を障がい等級別にみると、1・2級が608人（48.1%）、3・4級が534人（42.3%）、5・6級が121人（9.6%）となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が693人と過半数を占めています。1級の中で高い割合を占めている障がいは内部障がいです。

■図表2-4 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人、（%）

区分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1 級	25	4	1	111	285	426 (33.7)
2 級	19	20	0	139	4	182 (14.4)
3 級	8	11	6	181	62	268 (21.2)
4 級	2	19	2	163	80	266 (21.1)
5 級	3	1	0	70	0	74 (5.9)
6 級	2	16	0	29	0	47 (3.7)
合計	59 (4.7)	71 (5.6)	9 (0.7)	693 (54.9)	431 (34.1)	1,263 (100)
〈参考〉 平成26年	65 (5.1)	66 (5.2)	7 (0.6)	723 (57.0)	408 (32.1)	1,269 (100)

(注) 平成29年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者を障がいの程度別でみると、C判定が116人（38.7%）で最も多くなっています。性別では男性が多く、年齢別では18～39歳が最も多くなっています。

■図表2-5 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人、（%）

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		小計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	17	12	33	22	8	10	0	2	58	46	104 (34.7)
B判定	15	7	17	19	9	11	0	2	41	39	80 (26.7)
C判定	34	15	29	23	12	3	0	0	75	41	116 (38.7)
小計	66	34	79	64	29	24	0	4	174	126	300 (100)
合計	100 (33.3)		143 (47.7)		53 (17.7)		4 (1.3)		300 (100)		
〈参考〉 平成26年	72 (31.4)		115 (50.2)		38 (16.6)		4 (1.8)		229 (100)		

(注) 平成29年4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者を障がい等級別にみると、2級が161人（61.7%）で最も多くなっています。性別では男性が多く、年齢別では40～64歳が最も多くなっています。

■図表2-6 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人、（%）

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		小 計		合 計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	0	0	3	4	11	6	11	9	25	19	44 (16.9)
2級	5	1	23	18	41	41	18	14	87	74	161 (61.7)
3級	0	1	9	8	21	13	0	4	30	26	56 (21.5)
小 計	5	2	35	30	73	60	29	27	142	119	261 (100)
合 計	7 (2.7)		65 (24.9)		133 (51.0)		56 (21.5)		261 (100)		
〈参考〉 平成26年	6 (2.5)		74 (31.2)		112 (47.3)		45 (19.0)		237 (100)		

（注）平成29年4月1日現在

3 障害支援区分認定の状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、障害福祉サービス利用の際に必要となります。平成29年4月現在、155人が認定を受けており、うち知的障がいのある方が97人みえます。障害支援区分別にみると、区分2・3が多く、両者で約5割を占めています。

■図表2-7 障害支援区分認定状況 単位：人

障害支援区分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	合 計
区分6	6	18	1	25
区分5	4	12	0	16
区分4	7	20	1	28
区分3	8	26	6	40
区分2	5	17	14	36
区分1	1	4	5	10
合 計	31	97	27	155
〈参考〉 平成26年	32	85	26	143

（注）平成29年4月1日現在

4 特別支援学校卒業見込みの状況

平成29年5月現在、34人の生徒が特別支援学校高等部に在籍しており、卒業生の見込みは図表2-8のとおりとなります。卒業後は個々の進路によりますが、障害福祉サービスの利用も考えられます。

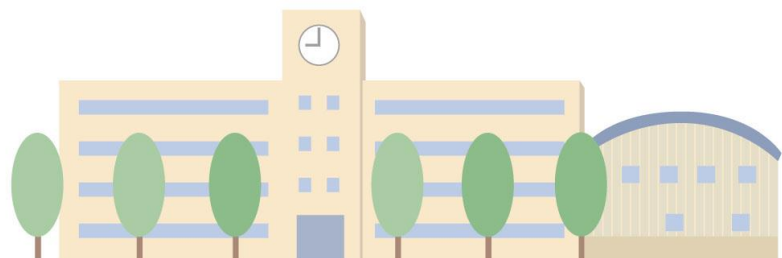
■図表2-8 特別支援学校高等部の卒業生の見込み

単位：人

学校名	高等部1年 平成31年度卒業	高等部2年 平成30年度卒業	高等部3年 平成29年度卒業	合計
一宮聾学校	0	1	0	1
半田特別支援学校	10	9	5	24
半田特別支援学校桃花校舎	1	0	2	3
三好特別支援学校	1	0	1	2
春日井高等特別支援学校	2	0	1	3
大府特別支援学校	0	0	1	1
合計	14	10	10	34

資料：愛知県調べ（平成29年5月1日現在）

※高等部に生徒が在籍している特別支援学校についてのみ記載



第2次武豊町障がい者計画

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

国が平成19年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第1条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第2次武豊町障がい者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第1次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、以下の基本理念を掲げます。

みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ

2 基本目標

基本理念に基づいた施策を実施するために、以下の3つの基本目標を定めます。

1 地域で支えあう健康で安心な暮らしづくり

障がいのある方が、地域において障害福祉サービス等^{※1}、障害児通所支援等^{※2}、保健・医療等の社会保障サービス、療育・教育等を受けて、健やかに安心して暮らせることを目標とします。

2 誰もが輝き社会参加できる元気な暮らしづくり

障がいのある方が、経済的に自立し、就労や各種活動を通じて、社会に参加して暮らせることを目標とします。

3 安全で暮らしやすい共生のまちづくり

障がいのある方が、インフラ環境、情報、防災・防犯対策等を平等に享受でき、差別・虐待が防止され、個人としての権利が守られながら暮らせることを目標とします。



※1：障害福祉サービス等とは、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業のことをいう。

※2：障害児通所支援等とは、障害児通所支援、障害児相談支援のことをいう。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策
みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ	1 地域で支えあう 健康で安心な 暮らしづくり	1 自立した生活の支援	(参照) 第5期武豊町障がい福祉計画 第1期武豊町障がい児福祉計画
		2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域生活支援拠点等の充実
		3 保健・医療の充実	(1) 乳幼児健診の充実
			(2) 保健指導の推進
			(3) 障がいの原因となる疾病の予防
			(4) 医療費助成の推進
		4 療育・教育の充実	(1) 療育の推進
			(2) 統合保育の推進
	(3) 放課後対策の推進		
	(4) 学校教育の充実		
	(5) 福祉教育の推進		
	2 誰もが輝き 社会参加できる 元気な暮らしづくり	1 雇用・就労、経済的自立の支援	(1) 雇用・就労機会の支援
			(2) 福祉的な就労機会の充実
			(3) 総合的な就労支援体制の確立
			(4) 経済的自立の支援
		2 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の推進
	(2) 障がい者スポーツの振興		
	(3) 文化・スポーツ施設等のバリアフリー化		
	3 安全で 暮らしやすい 共生のまちづくり	1 利用しやすい生活環境の整備	(1) 移動・外出支援の推進
			(2) 人にやさしいまちづくりの推進
(3) 居住環境の整備に対する支援			
2 情報のバリアフリー化と意思疎通支援の充実		(1) 情報バリアフリー化の推進	
		(2) 情報提供の充実	
		(3) 意思疎通支援の充実	
3 ボランティア・地域福祉活動の充実		(1) ボランティアの育成	
		(2) ボランティアセンターの充実	
		(3) 地域福祉活動の充実	
4 防災・防犯対策の推進		(1) 防災対策の推進	
		(2) 防犯対策の推進	
5 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進		(1) 差別の解消、虐待の防止	
	(2) 権利擁護の推進		
	(3) 広報・啓発活動の推進		

第4章 施策の方向性と具体的施策

基本目標1 地域で支えあう健康で安心な暮らしづくり

1 自立した生活の支援

現状と課題

※第5期武豊町障がい福祉計画、第1期武豊町障がい児福祉計画参照

実施方針

障がいのある方が福祉サービスを利用しながら、地域で安心して自立した暮らしができるよう、事業の円滑な展開に努めるとともに、「武豊町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」による計画的な福祉サービスの推進と、利用者の状況やニーズに対応した福祉サービスの充実を目指します。

具体的施策

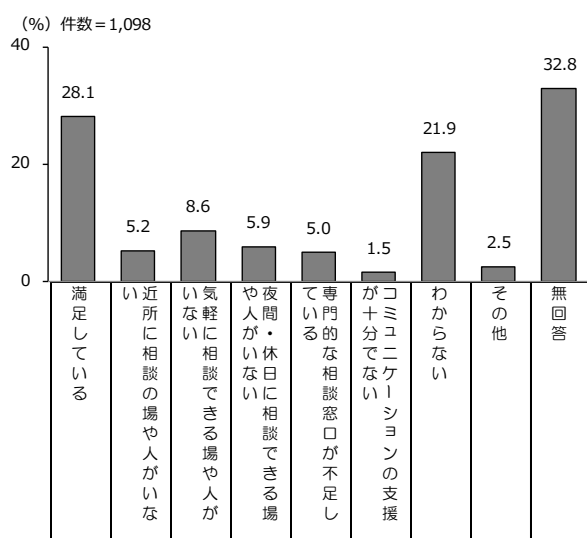
※第5期武豊町障がい福祉計画、第1期武豊町障がい児福祉計画参照

2 相談支援体制の充実

現状と課題

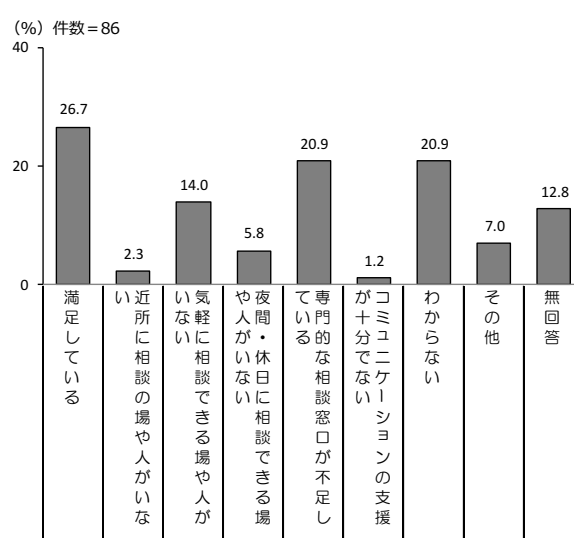
- ・障がい者用・障がい児用アンケート調査によると、現在の相談体制について満足していると回答している方は、障がい者、障がい児ともに3割弱となっています。
- ・障害者相談支援事業を町内2事業所に委託しています。
- ・困難事例が増加傾向にあり、それらに対応できる相談支援体制の充実が求められています。

■図表4-1 現在の相談体制について（複数回答）



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい者用）」より

■図表4-2 現在の相談体制について（複数回答）



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい児用）」より

実施方針

誰もが必要なサービスを利用しながら身近な地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある方の多様な特性に対応し、気軽に相談に応じられる支援体制の確立及び専門性の確保を目指します。

具体的施策

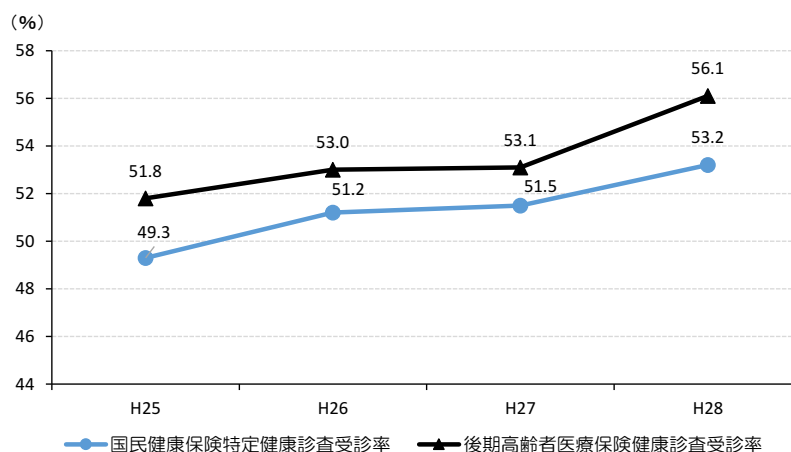
(1) 相談支援体制の充実		
施策	内容	関係部署等
障がい者相談支援センターの活用	障がい者相談支援センター（知多南部相談支援センター）を総合相談支援の拠点として、障害者手帳の有無にかかわらず、3障がいに対応できる相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
関係機関の連携による専門的な相談体制の充実	町、社会福祉協議会、身体・知的障害者相談員、相談支援専門員、医療関係者等多分野に渡る連携強化を進め、様々な障がいのある方に個別かつ適切な相談支援ができる体制の充実を図ります。	福祉課
身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談支援	身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談支援について引き続き周知及び充実を図ります。	福祉課
個別相談支援の充実	障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を勘案し、適切な支給決定の実施に向け、個別相談支援の充実を図ります。	福祉課
自立支援協議会の活用	地域支援体制の協議の場である知多南部地域自立支援協議会において、課題の共有と関係機関との連携を図ります。	福祉課
基幹相談支援センターの設置検討	障がいのある方が日常的に抱える問題が、広く複雑になっている状況や困難事例に対応するため、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討していきます。	福祉課
(2) 地域生活支援拠点等の充実		
施策	内容	関係部署等
地域生活支援拠点等の充実	平成29年度より実施している地域生活支援拠点等について、地域の実情に即した運用ができるように、体制整備等の充実に努めます。	福祉課

3 保健・医療の充実

現状と課題

- ・乳幼児健診や各種相談事業を通して、個別指導や専門機関の紹介を行っています。
- ・国民健康保険（40歳～74歳）、後期高齢者医療保険加入者に対し、生活習慣病予防のための健康診査を実施しています。課題としては受診率のさらなる向上が挙げられます。
- ・65歳以上の高齢者を対象とした一般介護予防事業として、憩いのサロンを町内13か所、体操サロンを町内3か所で実施しています。現状では高齢者の約1割が参加していますが、今後、参加者をいかに増やすかが課題です。
- ・障がいのある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額の全額又は一部を助成しています。

■図表4-3 国民健康保険特定健康診査受診率・後期高齢者医療保険健康診査受診率



実施方針

障がい児がいきいきと個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見が必要です。そのため、乳幼児期における各種健診や保健相談の充実を図ります。また、障がいの原因となる疾病の予防や医療給付等の費用負担軽減を図るため、各種健診事業や予防事業、医療費助成制度を適切に実施します。

具体的施策

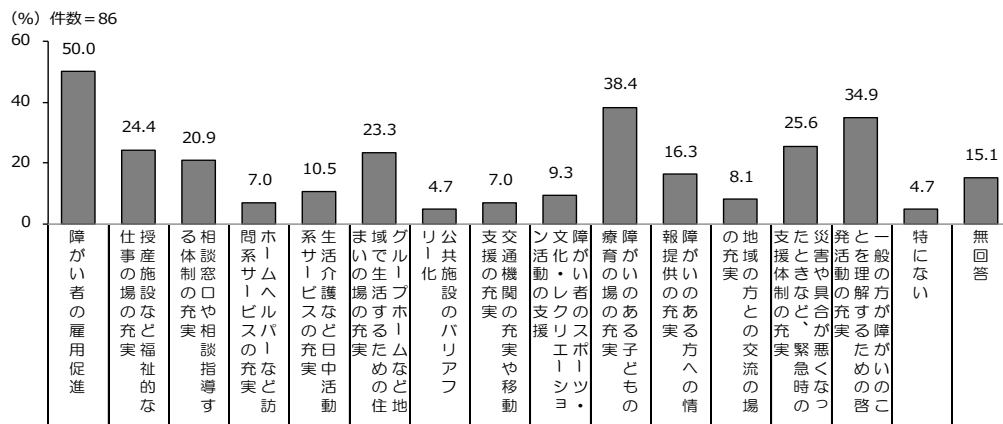
(1) 乳幼児健診の充実		
施策	内 容	関係部署等
乳幼児期における健康診査の充実	乳幼児期における健康診査（3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査）により、障がいの早期発見と適切な指導の充実に努めます。また、未受診者に対しては、個別に連絡を取るとともに、保健師が状況確認のため家庭訪問等を実施します。	健康課
(2) 保健指導の推進		
施策	内 容	関係部署等
保健指導教室の充実	子育て家庭の保護者に対して、育児相談、フレッシュパパママ教室、赤ちゃん教室、7か月児育児相談、10か月児育児相談、健康相談、親子遊び方教室、訪問指導等の各種保健指導を充実し、発達段階に応じた適切な相談や支援に努めます。	健康課
訪問相談の充実	ハイリスク妊産婦や乳幼児健診等で支援が必要と思われる乳幼児への訪問相談の推進を図り、妊娠期から、出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行います。	健康課
(3) 障がいの原因となる疾病の予防		
施策	内 容	関係部署等
健康診査、各種がん検診の推進	健康診査、各種がん検診の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、早期治療に努めます。	保険医療課 健康課
予防事業の充実	憩いのサロン、体操サロン、健康たけとよスマイレージ、特定保健指導等を実施し、疾病及び疾病の重症化の予防に取り組みます。	保険医療課 福祉課 健康課
(4) 医療費助成の推進		
施策	内 容	関係部署等
医療費助成制度の適切な実施	自立支援医療（更生・育成・精神通院）や、障害者医療、精神障害者医療等各種医療費助成制度を適切に実施します。	保険医療課 福祉課

4 療育・教育の充実

現状と課題

- ・児童福祉法の改正により、平成24年にあおぞら園が児童発達支援事業所に移行しました。現状での課題については、待機児童への対応と肢体不自由児の受入れが挙げられます。
- ・障がい児用アンケート調査によると、町で充実してほしいことについてお聞きした結果、「障がい者の雇用促進」に次いで「障がいのある子どもの療育の場の充実」が高い割合を示しています。
- ・町内保育園10園のうち、現在は8園が障がい児指定園となっています。
- ・放課後等デイサービスについては、現在町内に5事業所ありますが、今後もニーズが増えることが予想されます。
- ・サポートファイルは乳幼児期から中学校卒業まで活用されていますが、高等学校への引継ぎが課題となっています。
- ・障がいのある方や高齢者の生活に対する理解を深めるために実施している福祉実践教室については、町内全小中学校にて毎年行っています。

■図表 4-4 町で充実してほしいこと（複数回答）



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい児用）」より

実施方針

障がい児へのサポートはノーマライゼーションの理念に基づき進める必要があります。そのため障がい児が地域でいきいきと生活を送ることができるよう、障がい児やその家族に対する相談体制の充実や、療育・教育に対する支援の充実を目指します。また、この考え方を浸透させるために、子どもの頃から福祉や障がいに対する理解を深め、福祉教育の推進を目指します。

具体的施策

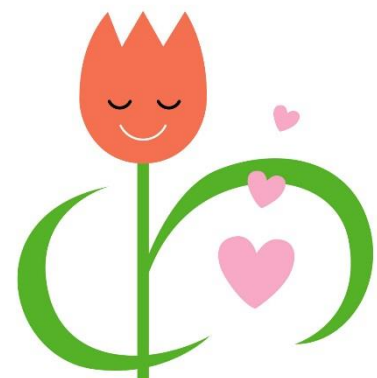
(1) 療育の推進		
施策	内容	関係部署等
相談事業の推進	乳幼児期における適切な早期療育が受けられるよう、発達相談や健康相談を行うとともに、育児相談や各種教室、訪問相談等を通して、日常生活の中で実施できる取組や、育児環境等について、保護者の思いを聞きながら家族に対する支援を行います。また、専門機関と保護者をつなぐコーディネーターの役割を担い、連携しながら療育相談の支援に努めます。	子育て支援課 健康課
療育事業の充実	障がい児が地域で適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等療育事業の充実に努めます。	福祉課
あおぞら園の療育環境の充実	今後も利用者の増加が見込まれるため、様々な障がい特性に対応できる受入環境の整備・拡大について検討していきます。また、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターへの移行についても検討していきます。	子育て支援課
親子遊び方教室の実施	就園前の子どもを持つ親子の交流や情報交換、育児支援の場として、親子遊び方教室を引き続き実施します。	子育て支援課 健康課
(2) 統合保育の推進		
施策	内容	関係部署等
障がい児保育研修の充実	障がい児に対する保育支援は様々なため、障がいに応じた専門的な保育ができるよう、保育士の研修を充実し、障がい児を保育する力の向上を図ります。	子育て支援課
障がい児指定園の環境整備	障がい児指定園として、保育士の加配等、統合保育に資する環境整備を推進します。	子育て支援課

具体的施策

(3) 放課後対策の推進		
施策	内 容	関係部署等
放課後等デイサービスの推進	生活能力向上のための訓練等の実施や居場所づくりを行う放課後等デイサービスを周知していきます。また、利用希望を満たせるよう適切な事業実施に努めます。	福祉課
放課後児童クラブの充実	職員研修や事例検討を通じて、障がいについて理解し適切な育成支援に努めます。	子育て支援課
(4) 学校教育の充実		
施策	内 容	関係部署等
教育委員会における教育的支援の充実	障がいの種類や程度、発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学級支援員、生活支援員、スクールアシスタントを配置するとともに、各校の教職員に対して研修を行い、教育的支援の充実を図っていきます。	学校教育課
乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の推進	乳幼児期から学校卒業まで、対象児童の支援に関するスムーズな引継ぎを行うため、サポートファイル等を活用しながら、関係機関が一体となって情報連携及び支援体制の充実を図っていきます。	学校教育課
特別支援教育の推進	個別の指導計画の策定等により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めるとともに、通級指導教室を有効に活用します。	学校教育課

具体的施策

(5) 福祉教育の推進		
施策	内 容	関係部署等
福祉実践教室の推進	全小中学校で福祉実践教室を引き続き実施していきます。また、教育・福祉分野の関係機関が連携して質的向上に努めます。	学校教育課 社会福祉協議会
多様な主体と連携した福祉教育の推進	教育委員会や社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会等が連携して行っている知多南部3町福祉教育ハンドブックの作成や福祉教育学習会の開催について、引き続き実施し、福祉教育を推進します。	学校教育課 社会福祉協議会
サマーボランティアスクールの推進	夏休みの期間中に中学生・高校生を対象として開催されているサマーボランティアスクールを継続していくとともに、受講生を貴重な人材として活用し、次代の担い手の育成及び活躍の場の提供に努めます。また、周知方法について改善を図り、参加者を増やしていきます。	社会福祉協議会



具体的施策

(1) 雇用・就労機会の支援		
施策	内容	関係部署等
役場の駐車場管理業務の委託	身体障害者福祉協議会への役場の駐車場管理業務の委託を引き続き実施します。	総務課
障害者雇用促進法等の周知	一般就労は、障がいのある方の就労意向と取組だけでなく、民間企業等の理解が重要であることから、障害者雇用促進法や雇用に関わる助成制度等の周知に努めます。	産業課
障がい者就労施設等からの物品等の調達	障害者優先調達推進法の規定に基づき調達方針を作成し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に関し、引き続き役場内への周知を図っていきます。	福祉課
農福連携の推進	農業に取り組む障がい者就労事業所等に対して営農支援等の情報提供をするとともに、農業経営主体に対しても障がいのある方の雇用支援等の情報提供に努めます。	産業課
(2) 福祉的な就労機会の充実		
施策	内容	関係部署等
関係機関や福祉的な就労機会を提供する事業所等との連携	障害福祉サービスにおける就労系サービスを中心に、関係機関や福祉的な就労機会を提供する事業所等との連携を図りながら、就労できる環境づくりに努めます。	福祉課
多賀授産所における福祉的な就労機会の提供	福祉的な就労機会の提供を引き続き実施していきます。また、町内の障がい者を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、必要に応じて多賀授産所の在り方や施設の老朽化対策等について検討していきます。	福祉課 社会福祉協議会
授産製品に対するPR活動への支援	障がい者授産製品販売促進事業を引き続き実施し、授産製品のPR活動による販売促進を進めるとともに、障がい者と障がい者の就労についての理解促進を図ります。	福祉課

具体的施策

(3) 総合的な就労支援体制の確立

施策	内 容	関係部署等
関係機関との連携による一般就労支援	障害者就業・生活支援センターを始め、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を図り、トライアル雇用の推進や職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援等、本人の希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援に努めます。	福祉課
障がい者雇用に関する支援	一般就労を推進するために、就労意向を適切に把握するとともに、就労移行支援や就労定着支援といった障害福祉サービス等を通して一般就労希望者への支援に努めます。	福祉課

(4) 経済的自立の支援

施策	内 容	関係部署等
各種手当・年金制度の周知	生活を安定させる経済的な支援としての各種障害者手当、障害年金、心身障害者扶養共済制度等について周知に努めます。	福祉課
各種減免制度の周知	日頃から利用する鉄道・バス・航空運賃・有料道路通行料等の割引制度や、税金の控除、NHK受信料の減免の周知に努めます。	福祉課



2 文化芸術活動・スポーツ等の振興

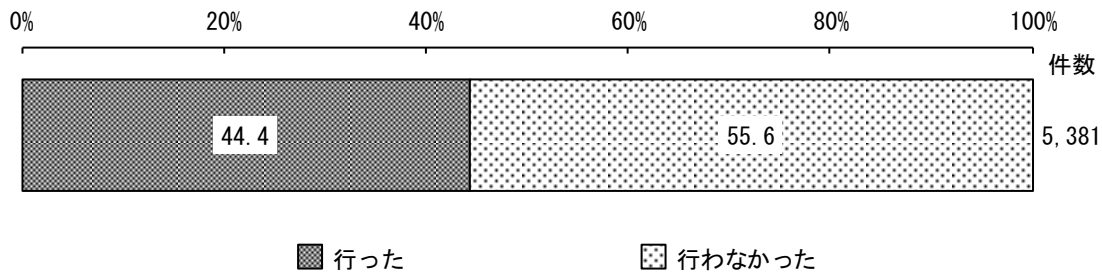
現状と課題

- ・平成24年度より社会福祉協議会主催による、障がい児・者スポーツ交流会が年1回行われています。スポーツを通して地域住民やボランティアと親睦を深めています。
- ・文部科学省の調査によれば、全国で44.4%の障がいのある方が、過去一年間にスポーツ・レクリエーションを行ったと回答しています。
- ・文化・スポーツ施設等のバリアフリー化については、計画的に改善していくことが課題となっています。

■図表 4-6 障がい児・者スポーツ交流会の参加人数

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加人数	人	40	41	39	54

■図表 4-7 過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無



平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」より

実施方針

全ての障がいのある方が、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいがづくり、社会参加と交流を図り、生活の質を高めることができるよう、気軽に参加できる活動や機会を充実し、利用しやすいサービスへの改善を目指します。

具体的施策

(1) 文化芸術活動の推進		
施策	内 容	関係部署等
障がい者も参加できる各種講座の推進	障がいがあっても気軽に参加できる文化芸術活動や、生涯学習活動等各種講座の開催を検討していきます。	生涯学習課 中央公民館 歴史民俗資料館 図書館 町民会館
障がい者に対する図書館サービスの充実	点字図書、聴覚資料等を収集・提供するとともに、視覚障がいのある方に対する自宅配本サービス等、障がいのある方に対するサービスの充実に努めます。	図書館
(2) 障がい者スポーツの振興		
施策	内 容	関係部署等
障がい者も参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進	障がいのある方もない方も一緒に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の企画、開催を検討していきます。	スポーツ課 社会福祉協議会
スポーツ大会等への参加促進	全国障害者スポーツ大会や愛知県障害者スポーツ大会等競技スポーツの各種大会への参加促進を図るため、周知していきます。	福祉課
(3) 文化・スポーツ施設等のバリアフリー化		
施策	内 容	関係部署等
文化・スポーツ施設等のバリアフリー化	障がいがあっても、文化・スポーツ施設等を安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を進め改善を図ります。また、様々な障がいに対応できるよう配慮します。	生涯学習課 中央公民館 歴史民俗資料館 図書館 町民会館 スポーツ課

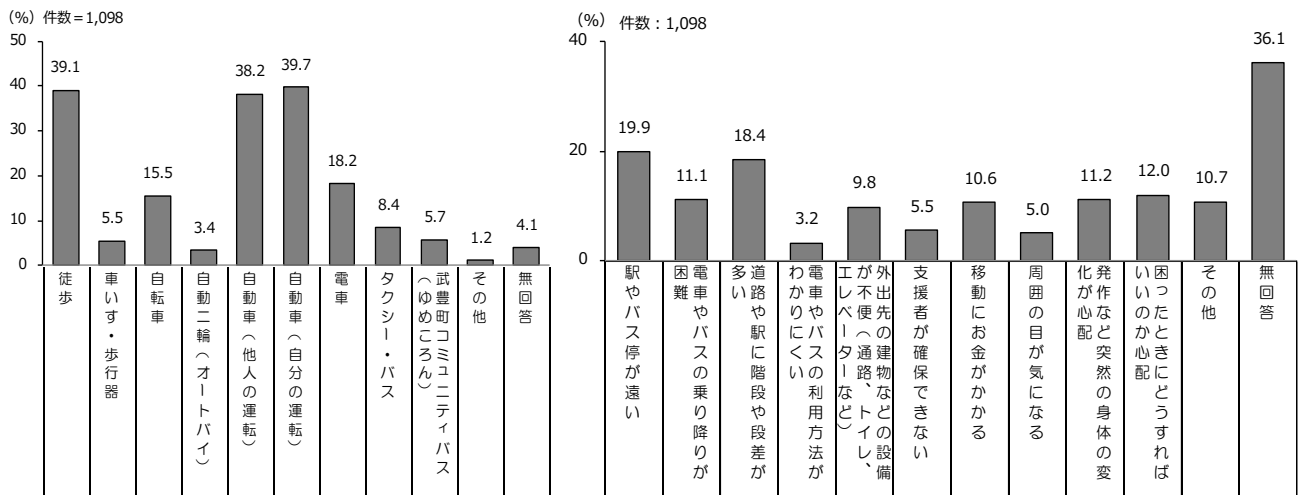
基本目標3 安全で暮らしやすい共生のまちづくり

1 利用しやすい生活環境の整備

現状と課題

- ・障がい者用アンケート調査によると、交通手段は、徒歩と自動車が4割弱となっています。また、外出するときに困ることについては、公共交通に関することや道路等の段差について不便を感じている方の割合が高くなっています。
- ・コミュニティバス（ゆめころん）については、ノンステップバスでスロープがついており、車いす用の乗車スペースが確保されています。また、障がいのある方の介助者は、運賃が無料となっています。

■図表4-8 外出するときの交通手段（複数回答） ■図表4-9 外出するときに困ること（複数回答）



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい者用）」より

実施方針

障がいのある方の移動・外出支援を推進することにより、障がいのある方が地域社会の中で孤立することなく社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしづくりを目指します。また、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備や障がいのある方の居住環境の整備に対する支援を行うことによって、利用しやすい生活環境の整備を図っていきます。

具体的施策

(1) 移動・外出支援の推進		
施策	内 容	関係部署等
移動支援事業等の実施	障がいのある方の地域における自立した生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な方に対する移動支援事業や町独自事業である障害者タクシー料金助成事業、障害者バス運賃助成事業を引き続き実施していきます。また、社会福祉協議会が実施している移送サービスについては、ボランティアの確保に努め、事業を継続できるよう取り組んでいきます。	福祉課 社会福祉協議会
コミュニティバス・事前予約制バスの運行	武豊町地域公共交通網形成計画に基づき、コミュニティバス・事前予約制バスを適切に運行していきます。また、利用者の意向を聞きながら、利便性向上に取り組みます。	防災交通課
(2) 人にやさしいまちづくりの推進		
施策	内 容	関係部署等
法律や条例に基づくバリアフリー化の推進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例、バリアフリー法に基づく町の条例により、公共施設や公園・道路等のバリアフリー化の推進に努めます。	土木課 都市計画課
(3) 居住環境の整備に対する支援		
施策	内 容	関係部署等
住宅改修に対する支援	日常生活用具給付等事業に基づき、住宅改修費の助成を引き続き実施していくとともに、制度の周知に努めます。また、町営住宅入居者のうち、高齢者や障がいのある方に対し、要望に応じて、居室内の手すりの取付けや床の段差解消等のバリアフリー工事を実施します。	福祉課 都市計画課
バリアフリー税制優遇措置	住宅のバリアフリー改修促進税制に基づき、固定資産税の減額措置を引き続き実施していくとともに、制度の周知に努めます。	税務課

2 情報のバリアフリー化と意思疎通支援の充実

現状と課題

- ・磁気テープについては、武豊町地域交流センターの会議室に設置されています。また、社会福祉協議会においては貸出を行っています。
- ・目の不自由な方や高齢者等、町広報誌を読むことが困難な方に対して、朗読ボランティアによるCD・テープの録音、配達を行っています。
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣については、制度の周知により年々派遣実績が増加しています。手話奉仕員・要約筆記者養成講座については、人材育成の観点から受講者数を増やすことが課題となっています。

■図表 4-10 手話通訳者・要約筆記者派遣数

(年間)

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話通訳者派遣	件	5	7	17	22	40
要約筆記者派遣	件	7	9	11	16	17

■図表 4-11 手話奉仕員・要約筆記者養成講座受講者数

(年間)

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話奉仕員養成講座受講者数	人	5	5	11	9	19
要約筆記者養成講座受講者数	人	12	4	0	8	4

実施方針

障がいのある方が地域で生活していくためには、様々な情報を自ら入手できるよう意思疎通手段の確保が必要です。障がいの特性や障がいのある方のそれぞれのニーズに対応できるよう、様々な媒体を活用した情報提供や意思疎通に対する支援の充実に努めます。

具体的施策

(1) 情報バリアフリー化の推進		
施策	内容	関係部署等
障がい特性に応じた支援	町ホームページのアクセシビリティの向上や点訳・音訳による資料提供、SPコードの導入、磁気ループ等の情報支援機器の整備を図ることにより、情報のバリアフリー化の推進に努めます。	秘書広報課 福祉課
(2) 情報提供の充実		
施策	内容	関係部署等
多様な媒体を活用した各種支援制度や相談窓口等の情報提供	各種支援制度や相談窓口、福祉サービスの利用手続きについて、障がいのある方とその家族への周知を図るため、町の広報誌やホームページ、社会福祉協議会が発行しているたけとよのふくし等を通じて情報提供の充実に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
(3) 意思疎通支援の充実		
施策	内容	関係部署等
意思疎通支援事業の充実	手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うとともに、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開催し、人材の育成に努めます。	福祉課

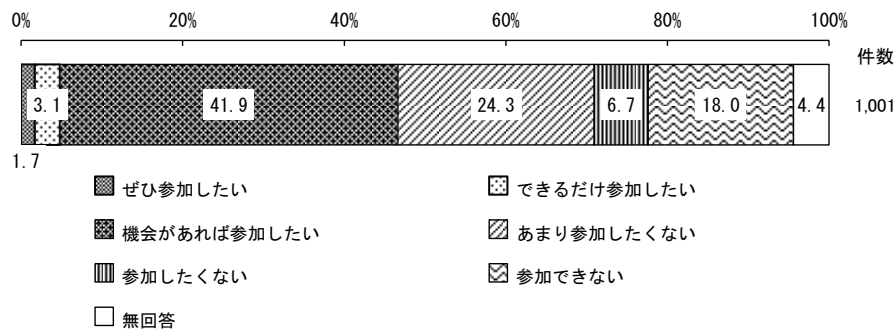


3 ボランティア・地域福祉活動の充実

現状と課題

- ・町民向けアンケート調査によると、5割弱の方が障がい者に関わるボランティア活動への参加意向を示しています。
- ・地域的に大学生ボランティアの参加が見込まれますが、大学卒業と同時に地域を離れてしまう方が多いため、安定した人材の確保・育成が課題です。
- ・社会福祉協議会において、平成29年度からボランティアセンターの機能強化の一環でボランティアコーディネーターが常駐しています。
- ・障がいのある方が地域で生活していくためには、ボランティアだけでなく地域住民による地域福祉活動の推進が求められています。
- ・「悩みを持つ人、話を聞いてほしい人、誰かとおしゃべりしたい人がほっとできたり、リフレッシュしたりして、思い思いの時間を過ごすことができる場所」としてリフレッシュカフェを平成25年度より開催しています。

■図表 4-12 障がい者に関わるボランティア活動への参加意向



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（町民向け）」より

実施方針

地域を支える大きな力としてボランティアの確保・育成の重要性から、ボランティアセンターの充実を図ります。また、地域住民による日頃からの身近な支えあいを推進するため、幅広い年代層で様々な立場の方が参加できる、支えあい活動の推進を目指します。

具体的施策

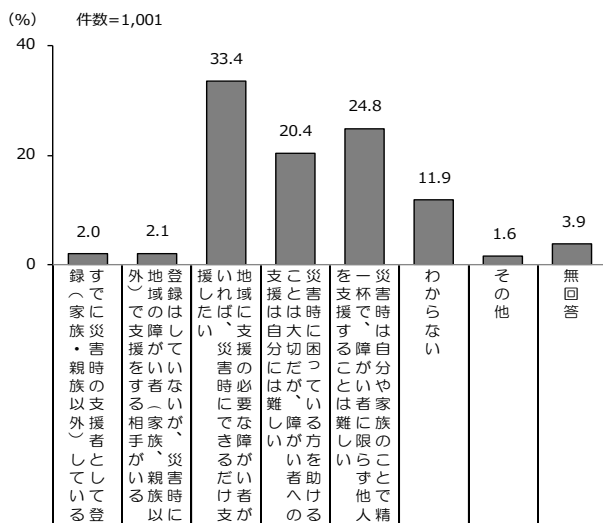
(1) ボランティアの育成		
施策	内 容	関係部署等
障がい福祉に関係するボランティア講座の推進	社会福祉協議会が中心となり、ボランティア団体と協力しながら各種ボランティア養成講座を開催するとともに、町民からのニーズに応じて必要な学習機会や研修の場の提供を検討していきます。	社会福祉協議会
ボランティア団体等への支援	障がい関係団体にかかわらず、ボランティア活動団体については、助成や活動支援を実施していきます。	社会福祉協議会
(2) ボランティアセンターの充実		
施策	内 容	関係部署等
ボランティアと希望者とのマッチング及び派遣調整	派遣希望の内容に沿った利用ができるように、ボランティアとのマッチングをスムーズに行っていきます。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターを通じたボランティア活動の支援	ボランティアコーディネーターを中心としてボランティア団体同士の情報交換や交流の場を提供し、ボランティア活動の充実を図ります。	社会福祉協議会
(3) 地域福祉活動の充実		
施策	内 容	関係部署等
地域での声かけや見守りの推進	障がいのある方、子ども、高齢者等全ての地域住民同士が顔なじみになれるよう、また相互理解が進むよう、3A運動や各小中学校におけるあいさつ運動等を実施していきます。	学校教育課
地域での居場所づくりやふれあい活動の推進	リフレッシュカフェやたがフェスタを始め、身近なところで障がいのある方と地域住民がふれあえる機会や居場所づくり、ふれあい活動の推進に努めます。	社会福祉協議会

4 防災・防犯対策の推進

現状と課題

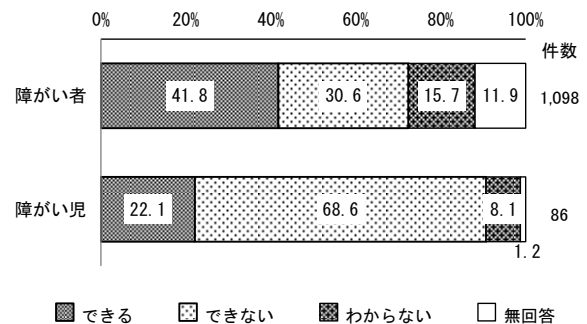
- ・町民向けアンケート調査によると、地域に支援が必要な障がい者がいれば災害時にできるだけ支援したいと回答している方が約3割を占めますが、災害時に支援することは難しいと回答している方は4割以上となっています。
- ・障がい者用・障がい児用アンケート調査によると、緊急時のひとりでの避難の可否は、障がい者の約3割、障がい児の7割弱が避難できないと回答しています。
- ・平成25年の災害対策基本法の一部改正により、災害時要援護者支援制度に替わり、避難行動要支援者避難支援制度が始まりました。個別支援計画の策定や制度の周知が課題となっています。
- ・福祉避難所については、対象者への周知不足や受入数の不足が課題となっています。また、障がいの程度や特性によって、受入れが困難な場合が想定されるため、量の確保だけでなく質の確保も求められています。

■図表4-13 災害時における地域在住の障がい者支援について



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書(町民向け)」より

■図表4-14 緊急時のひとりでの避難の可否



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書(障がい者・障がい児用)」より

実施方針

平常時から障がい特性などについての理解浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行える体制を整備します。また、民生委員・児童委員、地域住民等各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努めます。

具体的施策

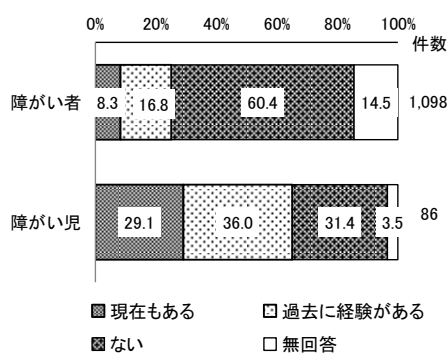
(1) 防災対策の推進		
施策	内容	関係部署等
地域で連携した緊急時の支援体制の推進	避難行動要支援者避難支援制度に基づき、災害時や平常時の支援体制の強化を図るとともに、支援者と連携した個別支援計画の策定や制度の周知を進めていきます。また、地域で行われる防災訓練において、障がいのある方も参加できるような体制づくりや障がいの視点を取り入れた訓練の実施について協力を仰いでいきます。	防災交通課
障がいに配慮した避難所の推進	一次開設避難所においては、障がいのある方も利用できる災害用組立トイレの整備やアレルギーフリーのお粥等の備蓄等快適な環境整備に努めます。また、福祉避難所の量的確保や障がい特性に見合う具体的な支援方法を検討していきます。	防災交通課 福祉課
(2) 防犯対策の推進		
施策	内容	関係部署等
障がい者・介護者等への注意喚起や情報提供の推進	メール配信サービスを活用して防犯情報を提供し、障がいのある方やその家族等への注意喚起を促します。また、町防犯協会と連携し、防犯体制の強化に努めます。	防災交通課
地域での声かけや見守りの推進	町民による防犯ボランティア活動や関係機関等との連携による見守り活動等、地域での声かけや見守りの推進をしていきます。	防災交通課 福祉課
障がい特性に応じた緊急通報手段の周知	通常の緊急通報手段では通報が困難な障がいのある方に対し、FAX110番・Web110番・FAX119番、eメール119番の周知を行います。	防災交通課 福祉課

5 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

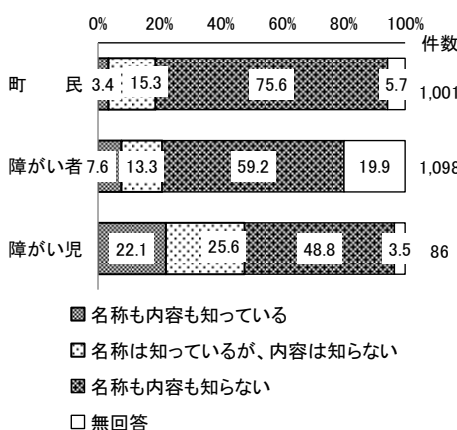
現状と課題

- ・障がい者用・障がい児用アンケート調査によると、障がいが原因で差別等を受けた経験は障がい者で約25%、障がい児で約65%となっています。
- ・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務づけされた障害者差別解消法が平成28年4月に全面施行されました。しかし、町民向けアンケート調査によると、障害者差別解消法については、約75%の方に認知されていません。
- ・町民向けアンケート調査によると、ヘルプカード（障がいのある方が携帯し、日常の場面で困ったとき、災害や緊急のときにまわりの方に支援を求めるきっかけをつくるカード）の認知度は、1割未満となっています。

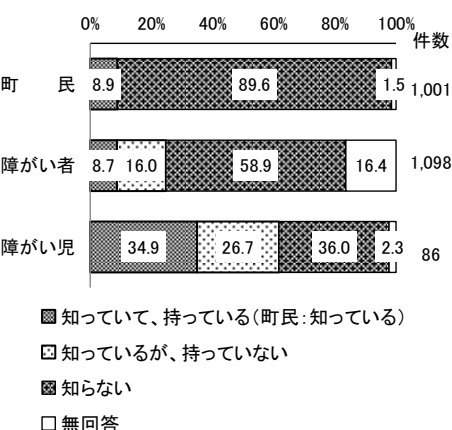
■図表 4-15 障がいが原因で差別等を受けた経験



■図表 4-16 障害者差別解消法の認知度



■図表 4-17 ヘルプカードの認知度



左：平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい者・障がい児用）」より
 中／右：平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（町民向け・障がい者・障がい児用）」より

実施方針

障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止に取り組むとともに、事案が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携し構築します。また、成年後見制度等の権利擁護や障がい及び障がいのある方に対する理解について啓発や周知に努めます。

具体的施策

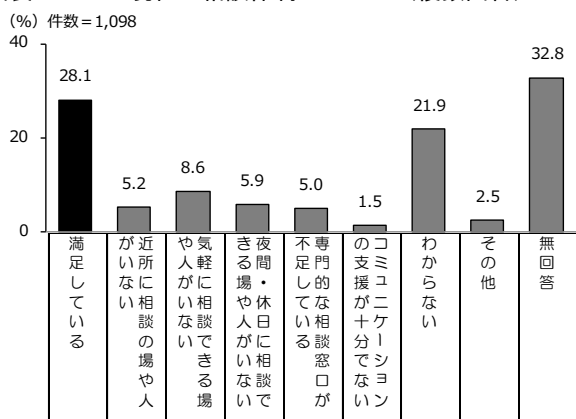
(1) 差別の解消、虐待の防止		
施策	内容	関係部署等
障がい者を理由とする差別の解消の推進	町民や事業者等に対して、障害者差別解消法の理念や制度、相談窓口等の周知に努めます。また、役場職員については、職員対応要領等に基づき、適切に対応するとともに合理的配慮の提供体制の確保に努めます。	福祉課
障がい者虐待の防止及び支援体制の構築	関係機関等との連携を強化し、虐待の未然防止と早期発見への働きかけを行います。また、通報や相談があった場合、迅速に対応できる支援体制の構築を図ります。	福祉課
(2) 権利擁護の推進		
施策	内容	関係部署等
成年後見制度の利用促進	成年後見制度については、相談支援、普及啓発等の業務を知多地域5市5町共同で知多地域成年後見センターに引き続き委託し、実施していきます。	福祉課
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が十分でない障がいのある方が、地域で自立した暮らしが送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的なお金の管理の手助けを行う日常生活自立支援事業の周知を行います。	社会福祉協議会
(3) 広報・啓発活動の推進		
施策	内容	関係部署等
町広報誌等による広報・啓発活動の推進	町の広報誌やホームページ、社会福祉協議会が発行しているたけとよのふくし等を活用し、障がいや障がいのある方に対する理解についての広報・啓発に努めます。また、ヘルプカードの活用と認知度向上の取組を実施していきます。	福祉課 社会福祉協議会
障害者週間における啓発活動の推進	障害者週間である12月3日から12月9日までの1週間を中心に、意識啓発に係る取組の実施を検討します。	福祉課
イベント等における啓発活動の推進	武豊町福祉まつり等のイベント等において、障がいや障がいのある方に対する理解促進や啓発活動の推進に努めます。	社会福祉協議会

● 障がい者計画の数値目標 ●

1 地域で支えあう健康で安心な暮らしづくり

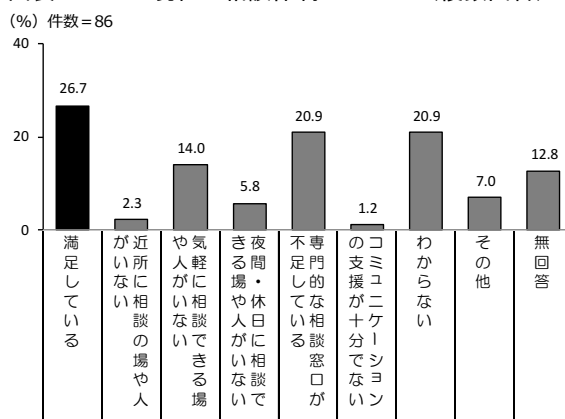
項目	基準値 (H29年)	目標値 (H35年)	考え方
相談体制について（障がい者用調査）	28.1%	33.0%	現在の相談体制について「満足している」と回答した方の割合
相談体制について（障がい児用調査）	26.7%	32.0%	

■図表 4-18 現在の相談体制について（複数回答）



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい者用）」より

■図表 4-19 現在の相談体制について（複数回答）

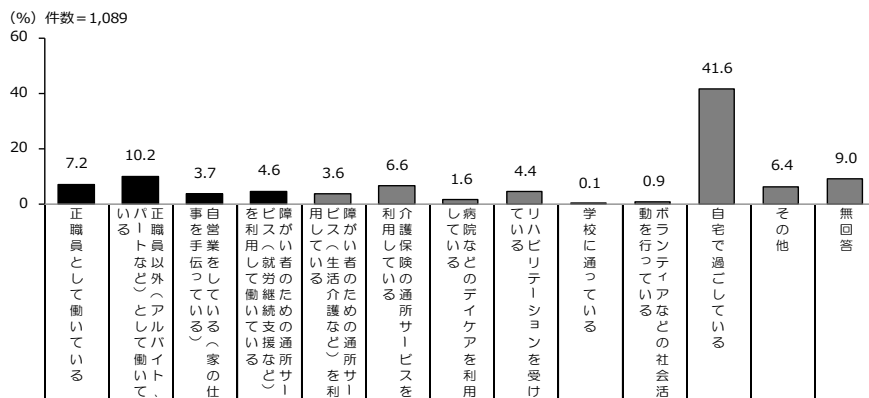


平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい者用）」より

2 誰もが輝き社会参加できる元気な暮らしづくり

項目	基準値 (H29年)	目標値 (H35年)	考え方
障がい者の就労率（障がい者用調査）	25.7%	28.0%	日中のおもな過ごし方について『働いている』（「正職員として働いている」、「正職員以外として働いている」、「自営業をしている」、「障がい者のための通所サービスを利用して働いている」を合計したもの）と回答した方の割合

■図表 4-20 日中のおもな過ごし方

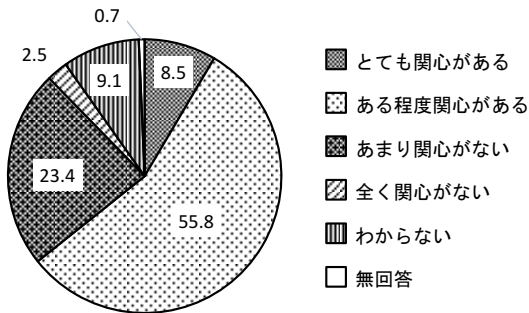


平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（障がい者用）」より

3 安全で暮らしやすい共生のまちづくり

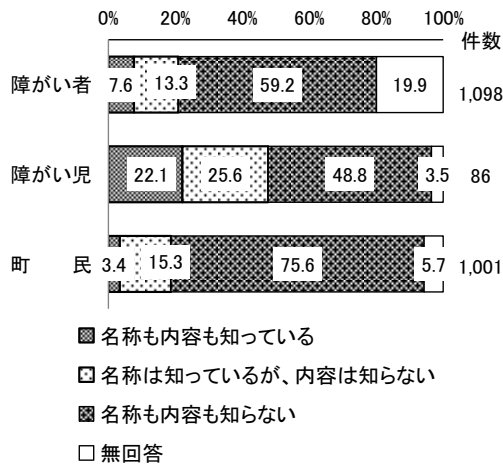
項目	基準値 (H29年)	目標値 (H35年)	考え方
障がい福祉への関心度(町民向け調査)	64.3%	67.0%	障がい福祉について『関心がある』(「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合計したもの)と回答した方の割合
障害者差別解消法の認知度 (障がい者用調査)	20.9%	35.0%	障害者差別解消法について『知っている』(「名称も内容も知っている」「名称は知っているが、内容は知らない」を合計したもの)と回答した方の割合
障害者差別解消法の認知度 (障がい児用調査)	47.7%	53.0%	
障害者差別解消法の認知度 (町民向け調査)	18.7%	32.0%	
ヘルプカードの認知度 (障がい者用調査)	24.7%	30.0%	ヘルプカードについて『知っている』(「知っている、持っている」「知っているが、持っていない」を合計したもの)と回答した方の割合
ヘルプカードの認知度 (障がい児用調査)	61.6%	66.0%	
ヘルプカードの認知度(町民向け調査)	8.9%	25.0%	ヘルプカードについて「知っている」と回答した方の割合

■図表4-21 障がい福祉への関心度

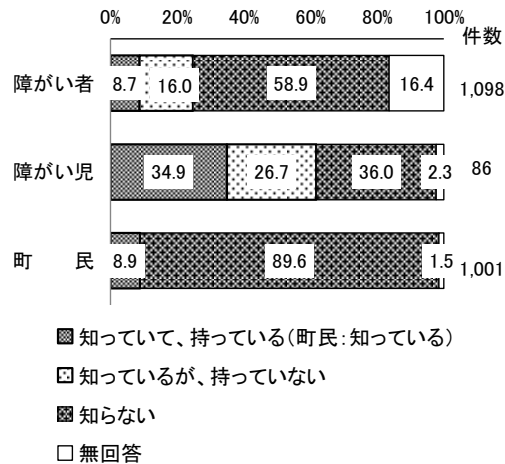


平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書(町民向け)」より

■図表4-22 障害者差別解消法の認知度



■図表4-23 ヘルプカードの認知度



平成29年「武豊町障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書(障がい者・障がい児用・町民向け)」より

第5期武豊町障がい福祉計画
第1期武豊町障がい児福祉計画

第5章 基本理念

1 基本理念

第2次武豊町障がい者計画に掲げる基本理念「みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ」を踏まえ、第5期武豊町障がい福祉計画及び第1期武豊町障がい児福祉計画においては、次の点に配慮して計画を作成し、諸施策を推進します。

1. 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2. 町を基本とする仕組みとサービス対象者への周知

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関し、地域でサービスが利用できるよう、町を実施主体の基本とするとともに、難病患者等を含めた対象者へのサービスの充実と周知を図ります。

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、支援体制の構築に向けた取組を進めます。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次の点に配慮して、町、事業者及びその他の関係者が協働でサービスの提供ができるよう努めます。

◆1 訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実に努め、必要なサービスの確保を図ります。また、圏域の関係機関と協働しながら計画的に障害福祉サービスの基盤整備に努めます。

◆2 日中活動系サービスの確保

障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）の確保に努めます。

◆3 グループホームの充実、地域生活支援拠点等の整備

施設入所・入院から地域生活への移行の一層の促進を図るため、地域における住まいの場としてのグループホームの充実に努めるとともに、障がいのある方の地域生活支援の推進のための機能を知多南部3町の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）にて運用し、体制整備等の充実に努めます。

◆4 一般就労への移行支援の強化

障がいのある方がそれぞれの能力や意欲に応じて生きがいを持って働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を推進し、一般就労への移行支援の強化に努めます。

◆5 相談支援体制の充実

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の相談に応じ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用に対する助言、支援を行う相談支援体制の充実に努めます。

◆6 地域生活支援事業の推進

障がいのある方の地域生活に必要なサービスの多様なニーズに対応するため、国で定めた障害福祉サービスのほかに、相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を推進します。

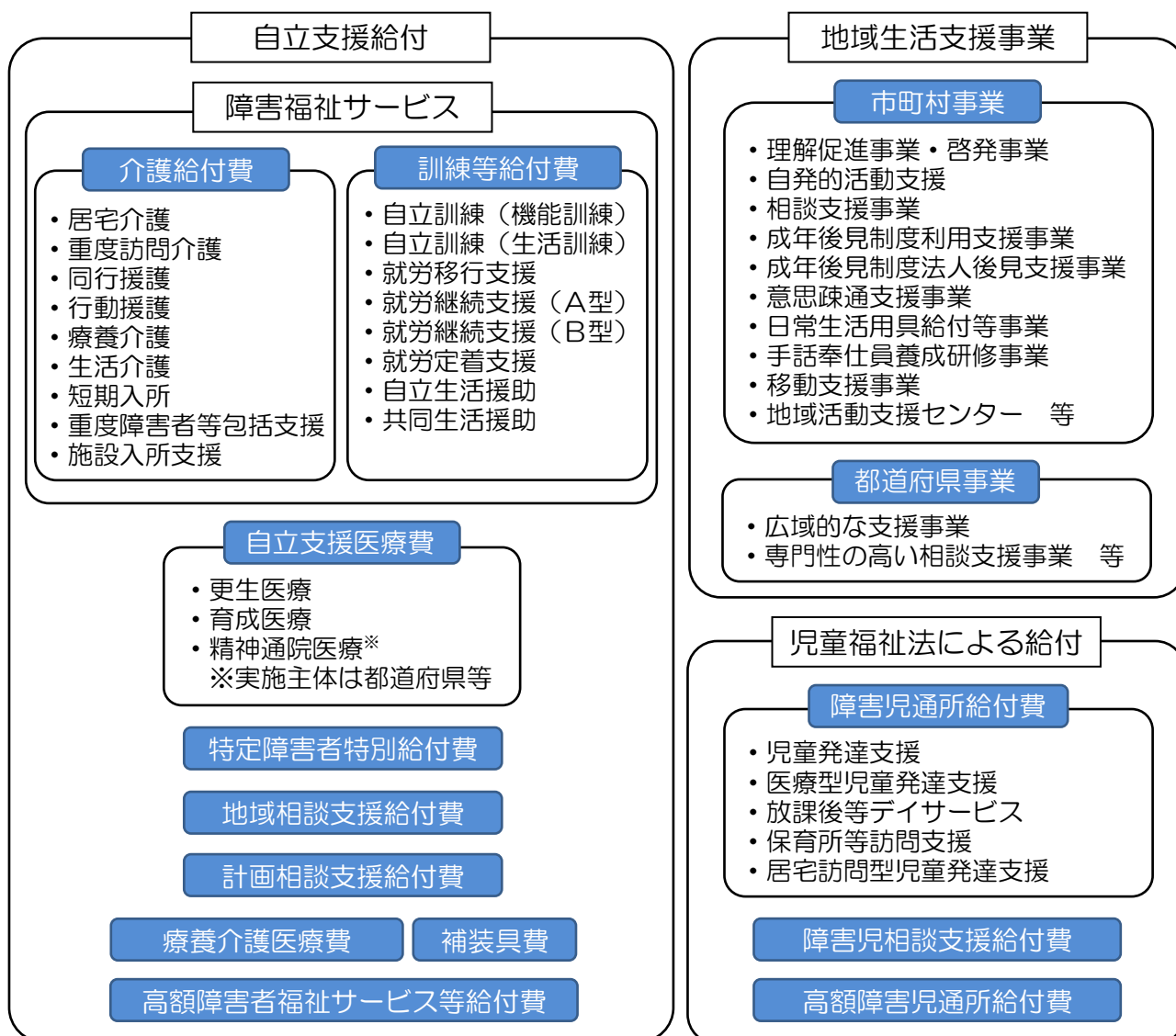
◆7 障がい児支援の提供体制の確保

教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に努めます。

第6章 サービスの見込量とサービス確保の方策

1 障害福祉サービス等の体系図

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。



2 第4期障がい福祉計画における成果目標と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で平成29年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定しました。

平成25年度末の施設入所者数15人のうち、2人（13%）が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは1人（7%）となりました。また、平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者15人から2人（13%）を削減するという目標設定に対し、実績見込みは1人（7%）となりました。

■図表6-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成25年度末の施設入所者数	—	15人	平成25年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	2人 (13%)	1人 (7%)	平成25年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	2人 (13%)	1人 (7%)	平成29年度末段階での削減数

◆国の基本指針

平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標として設定しました。

平成29年度から知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）にて運用を開始しています。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で示された就労支援に関する成果目標を3項目設定しました。

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者については、平成29年度中に一般就労に1人移行するという目標設定に対し、実績見込みは6人となりました。

■図表6-2 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	—	0人	福祉施設を退所して平成24年度に一般就労した人数
平成29年度の一般就労移行者数	1人	6人	福祉施設を退所して平成29年度に一般就労する人数

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については、平成29年度末に10人(1.6倍)とする目標設定に対し、実績見込みは9人(1.5倍)となりました。

■図表6-3 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	—	6人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人 (1.6倍)	9人 (1.5倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標に設定しましたが、計画期間中において就労移行支援事業所の参入はありませんでした。

◆国の基本指針

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する方の数を見込み、その上で平成32年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定します。基本指針では、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とするとされていますが、地域生活移行者数については、これまでの実績等を勘案して以下のとおりとします。

- ① 平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数13人のうち、2人（15%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末の施設入所者13人から1人（8%）減少した12人とします。

地域生活を希望する方の移行が円滑に進むように関係者と協力しながら事業者に働きかけ、グループホーム等の確保に努めます。

■図表6-4 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度末の施設入所者数	—	13人	平成28年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	2人 (15%)	—	平成28年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (8%)	—	平成32年度末段階での削減数

◆国の基本指針

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

本町では知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）での枠組みを基本として、協議の場の設置について検討していきます。

なお、精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、8人（65歳以上利用者数4人、65歳未満利用者数4人）となる見込みです。

◆国の基本指針

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針においては、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標としていますが、本町では、平成29年度より知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）にて運用を開始しています。今後は地域の実情に即した運用ができるように、体制整備等の充実に努めていきます。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、就労支援に関する成果目標が4項目示されています。

①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する方については、平成32年度中に一般就労に移行する方6人（1.5倍）を目標とします。

就労移行支援事業の推進を図るとともに、ハローワークや知多地域障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、福祉施設から一般就労への移行の支援に努めます。

■図表6-5 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	—	4人	福祉施設を退所して平成28年度に一般就労した人数
平成32年度の一般就労移行者数	6人 (1.5倍)	—	福祉施設を退所して平成32年度に一般就労する人数

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については、国の基本指針における割合に第4期計画からの未達成分の1人を加え、平成32年度末における利用者を11人とすることを目標とします。

目標を達成するため、就労移行支援の事業所の参入を促進します。

■図表6-6 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	—	8人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	11人 (4割)	—	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

ただし、現在、町内には就労移行支援事業所は存在しないため、計画期間中に就労移行支援事業所の参入があった場合の目標とします。

◆国の基本指針

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

なお、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。(②のみ)

④一般就労移行後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を平成31年度、平成32年度それぞれ8割以上とすることを目標とします。

◆国の基本指針

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援に関する成果目標が4項目示されています。

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、平成32年度末までに児童発達支援センターを設置することを基本としていますが、現在、児童発達支援事業を行っているあおぞら園において、平成32年度末までに児童発達支援センターへ移行することは、困難な状況です。

したがって、児童発達支援センターの設置については目標としませんが、本町においては、相談支援事業や保育所等訪問支援事業を実施する等、あおぞら園の機能強化を図ることを目標とします。

◆国の基本指針

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標とします。

本町においては、保育所等訪問支援事業所が1か所あります。また、今後、あおぞら園においても、保育所等訪問支援事業を実施することで、利用体制の拡充を図ります。

◆国の基本指針

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で確保することを目標とします。

現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は半田市に1か所、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は半田市に2か所、知多市に1か所あります。

◆国の基本指針

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを目標とします。本町では知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）での枠組みを基本として、協議の場の設置について検討していきます。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを検討します。（配置見込み H30: 0人 H31: 0人 H32: 1人）

◆国の基本指針

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

4 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護 (ホームヘルプ)

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者等に適切な支援方法の伝達等の支援を行います。

同行援護

視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

行動援護

自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

重度障害者等 包括支援

極めて重度の障がいのある方に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■図表6-7 訪問系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス 合計	人	62	60	61	62	63	64
	時間	1,157	1,120	1,165	1,170	1,191	1,212
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	50	51	52	53	54	55
	時間	1,055	1,052	1,065	1,097	1,118	1,139
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	12	9	9	9	9	9
	時間	102	68	100	73	73	73
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

【見込量を確保するための方策】

訪問系サービスのうち、居宅介護については、利用実績等から徐々に増加すると見込んでいます。行動援護については、継続的な利用が見込まれます。また、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。

町内には居宅介護、重度訪問介護事業所が4か所、同行援護事業所が1か所、行動援護事業所が2か所ありますが、サービスが必要となる日や時間帯が集中することや、人材不足により、希望するサービス量が十分に提供できない状況があります。また、重度の障がいに対応できる専門的知識を持った従事者についても不足しています。

町内及び近隣市町の事業者に対して、サービス提供の拡大について働きかけをし、障がいのある方に対するサービスの提供体制の充実を図ります。さらに、専門的人材の確保をするため、専門的人材を養成する研修の開催や、県等が実施している研修等の情報提供を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生活介護

常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練 (機能訓練)

一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。

自立訓練 (生活訓練)

一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 (A型)

一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】

就労継続支援 (B型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】

就労定着支援

相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。

短期入所 (福祉型・医療型)

居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■図表6-8 日中活動系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人	70	77	78	81	84	89
	人日	1,334	1,479	1,519	1,563	1,621	1,718
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	17	20	20	20
就労移行支援	人	6	8	8	9	10	11
	人日	73	114	103	118	131	144
就労継続支援 (A型)	人	10	15	14	15	15	15
	人日	189	284	264	284	284	284
就労継続支援 (B型)	人	47	52	55	59	62	63
	人日	792	873	920	991	1,042	1,058
就労定着支援	人	—	—	—	0	1	1
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人	14	15	17	19	19	19
	人日	72	60	97	93	93	93
短期入所 (医療型)	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	9	9	9	9

【見込量を確保するための方策】

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）については、利用実績や特別支援学校卒業生の見込み等から徐々に増加すると見込んでいます。自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、短期入所（福祉型・医療型）については、継続的な利用が見込まれます。自立訓練（機能訓練）、療養介護については、利用を見込んでいません。また、平成30年4月から新たなサービスとして始まる就労定着支援については、平成31年度から1人を見込んでいます。

町内には生活介護事業所が5か所、就労継続支援（A型）事業所が1か所、就労継続支援（B型）事業所が4か所、短期入所（福祉型）事業所が1か所あります。生活介護及び就労継続支援（A・B型）事業所については、定員に余裕がなく、受け皿の確保が求められています。就労移行支援については、町内に事業所がありません。短期入所について、ニーズが高いサービスですが、身近な地域で利用できる

ところが少なく、利用したいときに利用できないという指摘や、緊急的なニーズへの対応が困難等の課題があります。

生活介護及び就労継続支援（B型）については、町内に事業所が新規開設される動きがあるため、開設された場合、概ね計画期間内のサービスが確保されると予想されます。

できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、事業者への事業拡大の働きかけや、近隣市町を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。さらに、専門的人材の確保をするため、専門的人材を養成する研修の開催や、県等が実施している研修等の情報提供を行っていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

共同生活援助
(グループホーム)

主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

■図表6-9 居住系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	—	—	—	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	17	19	18	21	21	21
施設入所支援	人	13	13	13	14	14	12

【見込量を確保するための方策】

平成30年4月から新たなサービスとして始まる自立生活援助については、地域移行の推進の観点から、平成31年度より1人を見込んでいます。共同生活援助については、利用実績とニーズを勘案し利用者数を見込みました。施設入所支援については、平成28年度末時点の施設入所者13人に対し、8%にあたる1人を削減目標とし、平成32年度の施設入所者を12人と見込みました。

町内には共同生活援助事業所が2か所ありますが、見込量を確保するため、町内及び近隣市町の事業者に協力を仰いでいきます。施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、新たに施設入所の必要性が生じた場合には、広域的な対応によりサービス提供を実施します。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援

障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。

地域移行支援

障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援

ひとり暮らしの障がいのある方等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

■図表 6-10 相談支援サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	42	47	49	51	53	55
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

【見込量を確保するための方策】

計画相談支援については、障害福祉サービス利用の増加に伴い、サービス等利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みです。

相談支援事業所は町内に3か所ありますが、今後、サービスの利用ニーズに対して、提供体制の確保が困難になることが見込まれます。

計画相談支援の充実を図るため、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設への働きかけを行っていきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行の推進の観点から、平成30年度より1人を見込んでいます。第4期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、本計画期間中においては、制度周知に努め、利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう、事業所と調整していきます。

5 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

■地域生活支援事業の一覧

必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業、
自発的活動支援事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業、
成年後見制度法人後見支援事業
- (4) 意思疎通支援事業、
手話奉仕員養成研修事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター

任意事業

- (8) 訪問入浴サービス事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 地域移行のための安心生活支援事業
- (12) 知的障害者職親委託事業
- (13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方への理解を深めるための啓発を行います。また、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

【見込量を確保するための方策】

知多南部地域自立支援協議会等が連携して行っている「知多南部3町福祉教育ハンドブック」の作成や「知多南部3町福祉教育学習会」、障害者差別解消法に係る「出前講座」等の取組を今後も継続して実施していきます。

また、ヘルプカードを活用し、障がいや障がい者の理解促進を図っていきます。共生社会の実現のため、今後も必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(2) 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、支援者等からの相談に応じ、情報提供等必要な支援を行います。

■図表6-11 相談支援事業の見込み

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【見込量を確保するための方策】

相談支援事業については、平成18年10月から南知多町、美浜町と共同し、知多南部相談支援センターに委託しています。民間委託により専門の窓口を設置し、多様化するニーズへの対応、安心できる地域生活支援を推進しています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方等に対し制度の利用を支援します。

■図表6-12 後見人等受任者数の見込み

(各年度末時点)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
後見人等受任者数	人	18	18	18	19	20	21

※平成29年度の数値は平成29年8月31日時点

【見込量を確保するための方策】

成年後見制度については、平成20年4月から知多地域5市5町共同で知多地域成年後見センターに法人後見、相談支援、普及啓発等の業務を委託し、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を行っています。

今後も知多地域成年後見センターを広く周知し、成年後見制度の適切な利用促進を図っていきます。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳等の人材を育成するために研修を開催します。

■図表 6-13 意思疎通支援事業の見込み

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣	件	22	40	25	25	25	28
要約筆記者派遣	件	16	17	12	12	12	15
手話奉仕員養成講座	人 (受講者数)	9	19	7	20	10	20
要約筆記者養成講座	人 (受講者数)	8	4	4	5	5	5

【見込量を確保するための方策】

聴覚等の障がいのある方の地域生活支援の推進を図るため、引き続き手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員・要約筆記者養成講座の実施等により人材を育成し、サービス提供体制の確保に努めます。

なお、手話通訳者設置事業については、筆談等による対応を行うこととし、本計画期間では予定しません。

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

■図表6-14 日常生活用具給付等事業の見込み

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件	5	2	1	3	3	3
自立生活支援用具	件	6	7	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	4	9	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	6	3	1	3	3	3
排泄管理支援用具	件	528	553	546	549	556	563
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	1	2	2	2	2

【見込量を確保するための方策】

障がいのある方の地域における自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付を図るとともに、用具の種類については、必要に応じて見直しを行います。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

■図表 6-15 移動支援事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人	52	59	58	59	60	61
	時間	428	465	465	472	480	488

【見込量を確保するための方策】

移動支援事業については、利用実績等から徐々に増加すると見込んでいます。

障がいのある方の社会参加の促進を図るため、サービス提供事業者等と連携を図りつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

(7) 地域活動支援センター（フリースペース事業）

障がいのある方が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

■図表 6-16 フリースペース事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター（フリースペース事業）	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	25	26	27	28	29	30
	人日	166	154	178	179	186	192

【見込量を確保するための方策】

地域活動支援センター「ひろばわっぱる」は、障がいの種別にかかわらず利用できる沙龙的な役割を持つフリースペース事業として、本町を含め近隣の2市3町共同で、社会福祉法人共生福祉会へ委託しています。

利用ニーズについては、障害福祉サービス提供体制の整備状況にもよりますが、徐々に増加が見込まれます。

任意事業

(8) 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■図表6-17 訪問入浴サービス事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス	人	0.3	0	1	1	1	1
	人日	1	0	2	5	5	5

【見込量を確保するための方策】

訪問入浴サービス事業については、今後も継続的な利用が予想されるため、図表6-17のとおり見込みました。

利用に対する周知を進めるとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

(9) 日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間に介護等を行う日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。

■図表6-18 日中一時支援事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中ショートステイ	人	1	2	2	2	2	2
	人日	2	3	4	4	4	4
日中デイサービス	人	6	9	9	9	9	9
	人日	35	39	42	42	42	42

【見込量を確保するための方策】

日中一時支援事業については、今後も継続的な利用が予想されるため、図表6-18のとおり見込みました。

希望する日時に安心して利用できるよう、安定したサービス提供体制の確保に努め、障がいのある方やその家族を支援します。

(10) 生活サポート事業

障害支援区分が「非該当」となった障がいのある方に、必要に応じ日常生活に関する支援・家事に対する援助を行います。

■図表6-19 生活サポート事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活サポート	人	1	1	1	1	1	1
	時間	5	3	4	4	4	4

【見込量を確保するための方策】

生活サポート事業については、今後も継続的な利用が予想されるため、図表6-19のとおり見込みました。

町に登録されている事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

(11) 地域移行のための安心生活支援事業

障がいのある方が、地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、自ら選んだ地域で暮らしていけるように、地域生活支援拠点等の機能のうち、体験的宿泊事業、緊急一時的宿泊事業を実施します。

■図表6-20 体験的宿泊事業の見込み

(1か月あたり)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
体験的宿泊	人	—	—	1	2	3	3
	人日	—	—	2	4	6	6

■図表6-21 緊急一時的宿泊事業の見込み

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
緊急一時的宿泊	人	—	—	1	2	2	2

【見込量を確保するための方策】

地域移行のための安心生活支援事業については、平成29年度の実績見込みを勘案し、図表6-20・21のとおり見込みました。

サービス事業者等に対し、事業所登録の働きかけを図りながら、受入体制の確保に努め、障がいのある方やその家族を支援します。

(12) 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

■図表6-22 知的障害者職親委託事業の見込み

(年間)

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障害者職親委託	人	0	0	0	0	0	0

【見込量を確保するための方策】

知的障害者職親委託事業については、第4期計画期間中の利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、利用希望があった場合には、事業経営者等の協力を求め職親の受入体制の確保に努めます。

(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある方に対し、就労、通院、通学等のため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部を助成します。

また、身体障がいのある方で免許の条件が付されている方に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用の一部を助成します。

(14) その他のサービス（地域生活支援事業とは別に町独自で実施する事業）

障がいのある方の地域生活を支援するため、次に掲げる事業を実施します。

【障害者（児）通園通所交通費助成事業】

障がいのある方に対し、あらかじめ定められた福祉施設への通園・通所に要する交通費の一部を助成します。

【障害者タクシー料金助成事業】

電車、バス等の交通機関を利用することが困難な障がいのある方に対し、タクシーの利用料金助成券（初乗り分を助成）を交付します。

【障害者バス運賃助成事業】

本町と契約しているバス事業者のバスを利用する障がいのある方に対し、無料証明書を交付します。

6 児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保の方策

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援

就学前の障がい児を対象として、児童発達支援センター等において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

医療型 児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等 デイサービス

小学校から高校までの在学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を実施したり、居場所づくりを行います。

保育所等 訪問支援

障害児施設で指導経験のある保育士等が、保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

居宅訪問型 児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■図表6-23 障害児通所支援の見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人	22	22	22	22	22	22
	人日	285	284	292	292	292	292
医療型児童発達支援	人	0	1	0.1	0	0	0
	人日	0	6	1	0	0	0
放課後等デイサービス	人	57	63	67	69	71	73
	人日	581	684	800	821	845	869
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	2
居宅訪問型児童発達支援	人	—	—	—	0	0	0
	人日	—	—	—	0	0	0

【見込量を確保するための方策】

障害児通所支援のうち、児童発達支援については、対象年齢が限定されていることや、町内のサービス事業所の状況により、横ばいの見込みとしました。医療型児童発達支援については、近隣にサービス事業所がないため、本計画期間中は見込んでいません。放課後等デイサービスについては、利用ニーズや利用実績から徐々に増加すると見込んでいます。保育所等訪問支援については、計画期間中にあおぞら園において実施予定のため、平成32年度に1人を見込みました。平成30年4月から新たなサービスとして始まる居宅訪問型児童発達支援については、本計画期間中は見込んでいませんが、サービスの利用を妨げるものではありません。

町内には児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が5か所、保育所等訪問支援事業所が1か所あります。町内の児童発達支援事業所であるあおぞら園においては、様々な障がいの子ども（肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケア児）の受入れが困難となっています。

放課後等デイサービスについては、今後、サービスの利用ニーズに対して、提供体制の確保が困難になることが予想されるため、町内及び近隣市町の事業者に対して、サービス提供の拡大について働きかけをし、見込量の確保に努めます。

また、専門的人材の確保をするため、専門的人材を養成する研修の開催や、県等が実施している研修等の情報提供を行っていきます。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■図表 6-24 障害児相談支援の見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	15	18	22	23	24	25

【見込量を確保するための方策】

障害児相談支援については、児童福祉法に基づくサービス利用の増加に伴い、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みです。

障害児相談支援事業所は、町内に3か所ありますが、今後、サービスの利用ニーズに対して、提供体制の確保が困難になることが見込まれます。また、障がい児に対する専門的な相談支援体制が求められています。

障害児相談支援の充実を図るため、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設への働きかけを行っていきます。



(3) その他の事業

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入体制の整備に努めます。

■図表6-25 支援が必要な子どもの数の見込み

(各年4月1日現在)

区分	単位	実績			見込み		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	人	55	68	78	89	95	108
認定こども園	人	—	—	—	—	6	7
放課後児童クラブ	人	0	4	4	5	5	4

【見込量を確保するための方策】

保育所については、障がい児保育にて加配を必要とする子どもの数を計上しており、利用実績等から増加すると見込んでいます。

平成29年度に富貴・北保育園で障がい児保育の3歳児クラスを新たに開始し、障がい児指定園を8園としています。

今後、見込量を確保するために、受入体制の充実を図ります。

また、認定こども園についても、保育所同様、加配を必要とする子どもの数を計上しています。

平成31年4月より、北中根保育園が私立認定こども園に移行され、障がい児保育が新たに実施されます。私立であることから、公立の保育所と連携を図り、障がい児保育について助言等をしていきます。

放課後児童クラブについては、身体障害者手帳・療育手帳を所持する児童等の数を計上しています。見込量は、各年度の学校在籍人数における障がい児の割合から算出し、ほぼ横ばいと見込んでいます。

今後は、障がい児の特性を踏まえた育成支援の向上のための職員研修、事例検討等の実施及び環境整備を行い、可能な限り人員確保を含めた受入体制の強化を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

(1) 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

障がいのある方が自らの意思で障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる共生社会を目指します。

(2) 関係機関等の連携

障がいのある方が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

このため、知多南部地域自立支援協議会を活用し、障がいのある方を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

(3) 計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクル※による計画の進捗管理を進めます。

こうした計画の進捗管理や計画の見直しについては、武豊町地域福祉推進協議会及び知多南部地域自立支援協議会の意見を踏まえ、実施するものとします。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画策定、実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったもので、行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法。Plan→Do→Check→Action→Plan……という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進捗管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称している。

資料

(1) 武豊町地域福祉推進協議会

①開催状況

開催日	主な審議事項等
【第1回】 平成28年 9月 2日	・計画策定について
【第2回】 平成29年 3月24日	・計画策定に係る進捗状況について ・障がい福祉に関するアンケート調査概要について
【第3回】 平成29年11月17日	・計画策定に係る進捗状況について
【第4回】 平成30年 3月23日	・最終計画案について ・パブリックコメントの結果について

②武豊町地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	役職等	氏名
保健医療関係者	武豊町医師会幹事	石川 忠也 (奥村 泰明)
	武豊町歯科医師会幹事	手島 敏晴 (岩川 吉伸)
	武豊町薬剤師会代表	横井 清美
知識経験を有する者	千葉大学予防医学センター教授 国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長	近藤 克則【会長】
地域の代表者	長尾部区長会長長尾部長	平野 康三 (青木 祐一) (小縣 純洋)
	大足地区代表	牟田 光良 (出口 雅彦) (小野 忠次)
	富貴地区区長会代表	田中 敏春 (森田 和雄) (田中 康文)
	武豊町勤労者代表	山本 将
	武豊町商工会会長	天木 一馬
	あいち知多農業協同組合武豊事業部長	廣澤 賢治 (大岩 徹)
	プロジェクト会議(次世代育成部会)代表	鳥本 靖之
	プロジェクト会議(地域活動部会)代表	櫻場 敬信
	プロジェクト会議(専門部会)代表	出口 晋
福祉関係者	武豊町老人クラブ連合会代表	磯部 安久 (伊藤 重之)
	武豊町子ども会育成連絡協議会代表	中川 善文
	武豊町手をつなぐ育成会代表	倉知 栢城
	武豊町身体障害者福祉協議会代表	下鶴 正澄
	精神障がい者家族会かたばみ代表	森 充代
	介護サービス利用関係者	鈴木 正志
	社会福祉施設代表	菅田 豊宏
	武豊町民生委員児童委員協議会会長	角皆 宏【副会長】
	武豊町社会福祉協議会代表	木村 保夫 (大岩 正己)
	武豊町ボランティア連絡協議会代表	井上 久枝
武豊町防災ボランティアの会代表	細川 敦子	
行政機関の関係者	知多福祉相談センター次長兼地域福祉課長	小野田 和生 (小山 章)

()内は前任者

③武豊町地域福祉推進協議会設置要綱

武豊町地域福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武豊町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づき、地域福祉計画の推進組織として定められた、武豊町地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。ただし、他の要綱等に策定方法及び評価・進捗管理方法の定めのある計画にあってはこの限りではない。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉計画を基本的指針とする分野別計画(以下「分野別計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的な推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 地域の代表者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政機関の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 協議会に以下の事項に関する委員会を置くことができる。

- (1) 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理・推進に関する必要な調査審議を行うこと。
- (2) 分野別計画の策定に関し、必要な審議を行うこと。

2 委員会の委員及び委員長は会長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(2) 障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会

武豊町地域福祉推進協議会設置要綱第6条に基づく委員会として、平成28年9月2日に設置。平成30年3月23日に設置解除。

①開催状況

開催日	主な審議事項等
【第1回】 平成29年 1月 6日	・障がい福祉に関するアンケート調査について
【第2回】 平成29年 6月30日	・計画案について ・知多南部地域自立支援協議会武豊町部会からの提言について ・障がい福祉に関するアンケート調査結果について ・ヒアリング調査結果について
【第3回】 平成29年10月13日	・計画案について
【第4回】 平成29年11月17日	・計画案について
【第5回】 平成30年 2月23日	・地域福祉推進協議会へ報告する最終計画案について ・パブリックコメントの結果について

②武豊町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

選出区分	役職等	氏名
保健医療関係者	武豊町薬剤師会代表	横井 清美
知識経験を有する者	千葉大学予防医学センター教授 国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長	近藤 克則【会長】
地域の代表者	武豊町勤労者代表	山本 将
福祉関係者	武豊町手をつなぐ育成会代表	倉知 楯城
	武豊町身体障害者福祉協議会代表	下鶴 正澄
	精神障がい者家族会かたばみ代表	森 充代
	社会福祉施設代表	菅田 豊宏
	特定非営利活動法人ゆめじろう理事長	出口 晋
	社会福祉法人共生福祉会知多事業所統括管理者	黒田 明子
	特定非営利活動法人P a k a P a k a理事長	土肥 克也
	武豊町社会福祉協議会事務局長	岩川 美佐代

(3) パブリックコメント

募集期間	平成29年12月15日～平成30年1月15日
募集結果	4件

第2次武豊町障がい者計画
第5期武豊町障がい福祉計画
第1期武豊町障がい児福祉計画
平成30年3月発行
武豊町健康福祉部福祉課

〒470-2392
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
TEL 0569-72-1111（代表）
FAX 0569-72-1115
E-mail syafuku@town.taketoyo.lg.jp
HP <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>

武豊町キャラクターマーク

ゆめたろう

